

インド、連合州における土地所有と小作関係

—— 1930年代前後 ——

〈目 次〉

まえがき

I 土地所有関係の構造

1. 土地所有の諸形態——「ザミンダール」の社会的系譜
2. 「ザミンダール」のカースト構成
3. 「ザミンダール」の規模別分布
4. 耕作地主と不耕作地主
5. 自作地主と手作地主——ハルワーハ——

II 小作関係

1. 小作権の種類
 2. 小作人のカースト構成
 3. 小作料形態
 4. 小作料の決定要因
- む す び

まえがき

ウッタール・プラデシ州(旧連合州)のみならず、インド各州の土地改革についてはすでに数多くの調査、研究の成果が発表されており、その効果に関して否定的な評価が定まってきているといえよう。

この小論は、ウッタール・プラデシ州における土地改革を不徹底ならしめた社会・経済的諸要因を一部なりとも明らかにするための一つの試みである。ウッタール・プラデシ州においては、1946年8月8日に州立法議会において「ザミンダラー廃止決議」が採択され、土地改革実施への第一歩が踏み出された。その決議にしたがい、1946年10月にザミンダラー廃止のための諸方策に関して州政府に勧告することを任務とする委員会(United Provinces Zamindari Abolition Committee)が任命された。同委員会は約2年を費やして、連合州の地租制度、土地所有および小作制度に関する資料を収集し、また各界に意見を徴し、1948年8月にその報告書を公にした。それにもとづいて、49年7月にG・B・パントを首相とする州会議派政府はザミンダラー廃止および土地改革法案(Zamindari Abolition and Land Reforms Bill)

を州立法議会に上程した。同法案は1951年1月18日に州議会を通過成立し、1月24日にインド連邦共和国大統領の承認を得たが、ザミンダールによって起こされた同法に対する違憲訴訟のために、実施はおくらされた。51年7月18日に憲法の第1次修正がインド中央議会においてなされ、ウッタール・プラデシ州ザミンダラー廃止および土地改革法は52年7月1日を期して実施された。

この小論は、土地改革以前、特に1930年代前後の土地所有の構造と小作関係を分析することによって、農村社会における諸階層、諸集団の間の諸関係を明らかにしようとして試みるものである。1929年の世界経済大恐慌は植民地インドに甚大な影響をおよぼした。農産物価格の暴落はインドの農民層を破滅に追いやり、小作料不払い、地租納入拒否運動が自然発生的に起こってきた。他方第1次世界大戦中に成長し、戦後にいっそう強固になってきたインドの民族産業ブルジョアジーは、産業の保護育成政策の実施を求めて、イギリス植民地政府との対立を強めつつあった。民族独立運動がブルジョアジーのみならず、農民層をも組織して展開されるようになるのは、1930年以降であり、本論において1930年代前後を中心としてウッタール・プラデシ州の土地所有構造と小作関係を分析しようとして試みるのは、まさにこの時期に顕在化してきた対立、抗争の諸局面、諸矛盾が独立後の土地改革の方向、内容を決定する重要な背景となったと考えるからである。

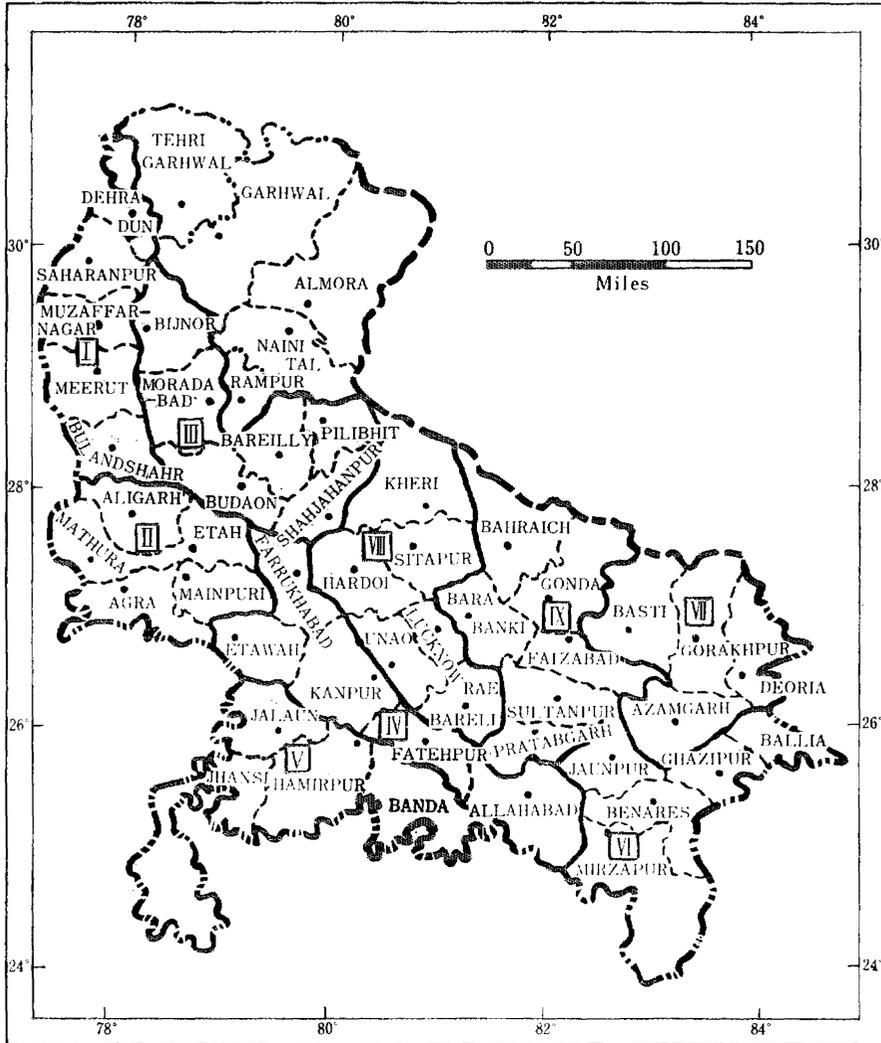
資料としては、30年ごとに実施されていた地租査定報告書(Revenue Settlement Reports)に主として依拠したが、それを補足するために19世紀末から1948年までの研究書、雑誌論文等を利用した。資料的制約により、主として社会的、制度的側面から分析を進めることにする。

I 土地所有関係の構造

1. 土地所有の諸形態——「ザミンダール」の社会的系譜

連合州(United Provinces of Agra and Oudh)における土地所有関係に関する資料としてもっとも包括的なものは、1948年に発表された連合州ザミンダラー廃

アーグラ・アワード連合州



- | | | | |
|----------|------------|-------|-----------|
| ----- | 国境 | ----- | ディヴィジョン境 |
| - . . - | 州境 | ----- | ディストリクト境 |
| ディヴィジョン名 | | | |
| I | Meerut | IV | Allahabad |
| II | Agra | V | Jhansi |
| III | Rohilkhand | VI | Varanasi |
| | | VII | Gorakhpur |
| | | VIII | Lucknow |
| | | IX | Faizabad |

(注) 原地図は T.R. Metcalf, *The Aftermath of Revolt*, Princeton, 1964, p. 135 より借用。

止委員会 (United Provinces Zamindari Abolition Committee) の報告書に収録されているものであろう。それによると、1945/46年に現在のウッタル・プラデシュ州を構成する連合州には、201万6783人の「ザミンダール」がいた(ただしこの数字はアルモラ〈Almora〉、ガ

ルワール〈Garhwal〉の諸ディストリクトおよびナイニ・タル〈Naini Tal〉のうちの丘陵地方〈Hill Patis〉を除くものである)。これは土地を耕作する者または占有する者の総数1227万8289人の16.6%であった。

ここで「ザミンダール」というのは、政府によって

マハール(Mahal—地租賦課区域)に査定、賦課された地租の徴収、納入に関し、政府に対し個別のかつ連帯的責任を負っているものことで、イギリス植民地政府の地租当局の分類にしたがえば、次のような諸形態のマハールの所有者を含むものであった。

(1) タールクダリー (Taluqdari)

1859年にイギリス植民地政府によって賦与されたサナード(Sanad)によって、旧領地に対する所有権を認められ、1869年のアウド地所法(Oudh Estates Act)によって最終的にその身分を保証された276名の者およびその子孫の地所が主で、他に1857～59年のセポイの反乱に際し、イギリス東インド会社に協力して、反乱の鎮圧に当たったシーク(Sikh)の軍人に賞与された地所が若干あった。

(2) ザミンダリー (Zamindari)

タールクダリー以外の私的所有地の総称として用いられており、

(イ) 個人所有 (Zamindari-khalis または Single zamindari)、

(ロ) 数人による所有地の未分割合同所有 (Zamindari-mushtarka または Joint zamindari) がある。

(3) パッティダリー (Pattidari)

(イ) 相続法にもとづき、祖先伝来の分数的持分 (ancestral fractional shares) に応じて分割されている数人の持分権者たちによる所有 (Perfect pattidari)。

(ロ) 上と同じであるが、一部の土地を現在もなお未分割のまま保有している数人の所有者たちによる所有 (Imperfect pattidari)。

(4) パーイヤチャーラー (Bhaiyachara)

(イ) 祖先伝来の配分方法によらず、特殊な均等分割方法にもとづく持分をもつ一団の共同所有者たちによる所有 (Perfect bhaiyachara)。現在ではこの用語は、規則的方法によらず、事実上の占拠にもとづいて分割保有されている、または当初の持分が消滅してしまったか、あるいは認定できないほど変更されてしまった村々をも意味するようになっている。

(ロ) 上の不完全な形態のもの(注1)。

「ザミンダール」といわれる者は、以上のような諸形態の地所(マハール)の所有者で、社会的系譜からみれば、アワードのナワーブのもとで貢租の徴収、納入に当たり、しだいに地方の小封建領主に化しつつあったラ

ージプト(タークル)出身のタールクダール、地租徴収請負人となった商人=高利貸、地方の有力者、東インド会社のインド人雇人等、農耕カーストの土地共同相続団体(Co-parcenary body) 成員などを含むものであった。

特定地域の「ザミンダール」の社会的構成は、その地域のイギリス統治前の土地所有関係とイギリス統治下にて実施された地租政策によって基本的には規定されており、さらにイギリス支配下において生じた社会、経済の諸変化の影響によって若干変わってきており、地域ごとに異なる特徴をもつ。大雑把にいて、主として、土地共同相続団体を地租の査定、賦課の相手方とした旧アーグラ州(現在の行政区分ではメーラト(Meerut)、アーグラ(Agra)、アラーハーバード(Allahabad)、ロヒルカンド(Rohilkhand)、ジャンシー(Jhansi)、ヴァーラーナシー(Varanasi)、ゴラクプル(Gorakhpur)の諸ディヴィジョンを含む)では、ザミンダール、パッティダール、パーイヤチャーラーが多く、セポイの反乱後のイギリス植民地政府の地租政策の変更によって旧封建領主層の領地が安堵せしめられたアワード州(現在のラクナウ(Lucknow)、ファイザーバード(Faizabad)両ディヴィジョン)ではタールクダールが圧倒的に大きな比重をもっていた(注2)。

所有形態別の所有地面積の統計は、30年ごとに行なわれていた地租査定額の改訂作業の結果として、各ディストリクトについては集計されているが、査定年度がディストリクトにより異なるために、全州に関してまとめられた数字は得られない。したがってここでは、旧アーグラ州のマトゥラー(Mathura)ディストリクトと旧アワード州のラーイバレーリー(Rai Bareli)ディストリクトの資料を、比較しうる形にして例示するにとどめる(第1,2表参照)。ここで特にマトゥラーとラーイバレーリーを選んだ理由は行論の過程で明らかになるはずであるが、一言前もってことわっておくと、比較のためにはメーラト・ディストリクトのほうが適当であると思われるが、同ディストリクトの査定報告書にはカースト別の詳細な統計が収録されていなかったため、マトゥラーを代わりに取り上げた。

マトゥラーの場合には、パーイヤチャーラー形態のマハールの面積が所有地総面積の41%を占めていた。パッティダリー形態の面積と合計して、総面積の61%になり、しかもいずれの場合にも不在地主より在村地主のほうが多く、また持分権者1人当たりの平均面積は10エーカー前後で、「耕作地主」の多いことを示している。

第 1 表 マトゥラー・ディストリクトの所有権別所有地(1925年)

	面積 (エーカー)	所有地 総面積 の%	マハール 数	1マハール 当たり 平均面積 (エーカー)	持分権者数			持分権者1 人当たり平 均面積 (エーカー)	1マハール 当たり 平均持分 権者数
					在村	不在	計		
Zamindari (Single)	187,037	22.4	560	332	96	394	480	390.0	0.86
Zamindari (Joint)	141,285	15.2	812	174	2,569	2,757	5,326	26.3	6.55
Pattidari (Perfect)	39,653	4.3	253	157	2,227	1,183	3,410	11.6	13.50
Pattidari (Imperfect)	143,235	15.4	235	610	11,721	3,401	15,122	9.5	6.45
Bhaiyachara	378,848	41.1	1,283	295	37,618	11,623	49,241	7.7	38.30
Miscellaneous Property	2,308	0.1	—	—	1,435	1,476	2,911	0.8	—
Revenue-free plots	8,492	0.9	—	—	2,540	1,715	4,255	1.9	—
Resumed Maufi	5,864	0.6	—	—	783	710	1,493	3.9	—
Bagh Lakhiraj	544	—	—	—	370	109	479	1.1	—
Shamlat	852	—	—	—	—	—	—	—	—
Malkana	66	—	—	—	11	55	66	1.0	—
Abadi	157	—	—	—	—	—	—	—	—
Govt. Property	14,196	1.0	1	14,196	—	—	—	—	—
Dedicated	57	—	—	—	—	—	—	—	—
計	922,594	100.00	3,136	297	59,370	23,423	82,793	11.2	25.10

(出所) *Final Settlement Report of the Mattra District, United Provinces, by H. A. Lane, Settlement Officer, 1921-25, Allahabad, 1926, p. 11A, Appendix VIII (A)* より算出。

第 2 表 ラーイバレーリー・ディストリクトの所有権別所有地(1929年)

	面積 (エーカー)	所有地 総面積 の%	マハール 数	1マハール 当たり 平均面積 (エーカー)	持分権者数			持分権者1 人当たり平 均面積 (エーカー)	1マハール 当たり 平均持分 権者数
					在村	不在	計		
Taluqdari	631,599	56.4	1,046	603	36	1,019	1,055	599.0	1.01
Zamindari (Single)	129,215	11.5	447	289	102	348	450	288.0	1.00
Zamindari (Joint)	133,720	11.9	594	225	942	2,585	3,527	38.0	5.95
Pattidari (Perfect)	45,819	4.1	227	210	1,069	1,715	2,784	16.4	12.30
Pattidari (Imperfect)	95,480	8.5	272	352	2,803	3,019	5,822	16.4	21.40
Bhaiyachara	10,152	0.9	39	257	846	503	1,349	7.5	34.60
Sub-settled	49,233	4.4	240	205	1,431	568	1,999	24.6	8.30
Miscellaneous Property	11,195	1.0	—	—	2,358	1,505	3,863	2.9	—
Waqf	5,615	0.5	30	187	—	—	—	—	—
Govt. Property and Revenue-free plots	7,522	0.7	4	1,879	—	—	—	—	—
計	1,119,550	100.0	2,899	386	9,587	11,262	20,849	53.5	7.20

(出所) *Final Report on the Third Regular Settlement of the Rae Bareli District, Oudh, 1929, by A. C. Turner, Allahabad, 1929, p. 34, Appendix VIII (A)* より算出。

これに対しラーイバレーリーの場合にはタールクダリー形態のマハールの面積が全体の56.4%、ザミーンダリー形態のものと合すると実に約80%を占めている。持分権者1人当たりの面積もタールクダリー・マハールでは599エーカー、単独ザミーンダリー・マハールでは288エーカーであり、不在の大規模寄生地主が優勢であったことを示している。

旧アウグラー州のメーラト・ディストリクトでは、

1936年から1939年にかけての調査によると、パッティダリー・マハールが全体の18%、パーイヤチャーラー・マハールが52%を占め、持分権者1人当たり平均面積は前者の場合に7.3エーカー、後者の場合に4エーカーであった(注3)。

旧アワード州のファイザーバード・ディストリクトでは、同じころの調査によると、タールクダリー・マハールは所有地総面積の66%を占め、タールクダリー持

第3表 マトゥラー・ディストリクトにおけるカースト別所有地面積(1925年) (単位: エーカー)

所有者の カースト	前回査定時の 所有面積	今回査定時の 所有面積	前回査定以降の 増加	前回査定以降の 減少	現所有面積の %
Jat	246,895	227,158	—	19,737	24.62
Thakur	130,451	122,508	—	7,943	13.28
Brahman	182,001	203,343	21,342	—	22.04
Vaish	84,342	107,575	23,233	—	11.66
Musalman	53,960	52,574	—	1,386	5.69
Kayasth	45,903	41,497	—	4,406	4.50
Dhusar	17,725	26,539	8,814	—	2.88
Gujar	13,223	12,020	—	1,203	1.30
Ahir	2,112	3,869	1,757	—	0.43
Khattri	N. A.	10,801	—	—	1.17
Gushain	N. A.	7,555	—	—	0.82
Chaube	N. A.	3,073	—	—	0.33
Bairagi	N. A.	4,005	—	—	0.43
Mewati	N. A.	1,576	—	—	0.17
Rewari	N. A.	1,428	—	—	0.15
Dedicated	N. A.	2,899	—	—	0.31
Others	40,715	12,031	—	—	1.30
Temples	17,266	67,947 included	—	—	7.88
Revenue-free	82,716	in above estates	—	—	—
Govt. Property	3,967	14,196	—	—	1.54
計	921,276	922,594	256	—	100.00

(出所) *Final Settlement Report of the Mattra District, United Provinces, by H. A. Lane, Settlement Officer, 1921-1925, Allahabad, 1926, p. 12A, Appendix VIII-B.* 原表のまま。

バレーリーのものを掲げておく(第3, 4表参照)。

マトゥラーではジャート(Jat)が所有地総面積の24.6%を占めて、第1位、ついでブラーマン(Brahman)の22%、タークル(Thakur)の13%の順で、これらにヴァイシャ(Vaisha)、ムスリム(Musalman)、カーヤスタ(Kayasth)を合わせると、6カーストで全体の74%を占めていることになる。

これに対しライバレーリーではタークルが単独で総面積の66%を所有していた。ついでムスリム10%、ブラーマン6%の順であった。

メーラトの場合にはジャートが総面積の24.7%、ムスリムが15.2%、ヴァイシャが14.7%、ヒンドゥ・ターガー(Hindu Taga)が11.8%、ヒンドゥ・ラージプト(Hindu Rajput)が7.5%、ヒンドゥ・グージャル(Hindu Gujar)が6.0%、ブラーマンが4.7%の順で所有していた(注8)。

ブランドシャールでは1920年代に所有地総面積の16.2%をジャートが、14.8%をムスリム・ラージプト

分権者1人当たりの平均面積は約1万9400エーカーにおよんでいた。単独ザミンダーリー・マハールは8%を占め、持分権者1人当たりの平均所有地面積は91エーカーであった。パッティダーリー・マハールとパーイヤチャーラー・マハールは合わせて総面積の8%を占めるにすぎず、その持分権者1人当たりの平均面積は4.7エーカーであった(注4)。ラクナウ・ディストリクトでは、1926~28年の査定時に、タールクダーリー・マハールは全体の19.7%で、持分権者1人当たりの平均面積は約450エーカー、単独ザミンダーリーは21.4%、約250エーカー、合同ザミンダーリーは20.4%、36エーカー、パッティダーリーは29.8%で、17エーカー、パーイヤチャーラーはわずか2マハールで、持分権者1人当たりの面積は29エーカーであった(注5)。このようにタールクダーリー地租査定地域でも、ディストリクトによりかなり差があるが、概して大規模なものが多かったといえよう。

下ドアーブ(Lower Doab)と呼ばれるアラールハーバード・ディヴィジョンおよびロヒルカンド・ディヴィジョンではザミンダーリー・マハールが圧倒的に多かった。たとえば、19世紀末の資料によるとイターワー・ディストリクト(Etawah)ではマハール総数1813のうち1321、すなわち約73%、カーンプル(Kanpur)では60%、ファテハプル(Fatehpur)では2145マハールのうち1555、すなわち72%がザミンダーリー・マハールであった。ロヒルカンドにおけるザミンダーリー・マハールの割合はバレーリー(Bareilly)・ディストリクトで総数3326マハールのうち2611、すなわち75%、ビジノウル(Bijnor)では79.3%、ムラーダーバード(Moradabad)では5分の4、シャールハジャハンプル(Shahjahanpur)では70%であった(注6)。ヴァーラーナシー・ディヴィジョンではザミンダーリー永代査定が施行され、地租納入契約は「単一地主、すなわちザミンダールとなされ、けつて村の持分権者団体(a body of village sharers)とはなされなかった……永代査定を受けた諸ディストリクトは、1795年に査定された地租が改訂されることがないという一点を除き、一般の諸ディストリクトと変わるところがない」(注7)といわれているように、ザミンダーリー・マハールが多かった。

2. 「ザミンダール」のカースト構成

次に土地所有者たる「ザミンダール」がどのようなカーストの出身者であるかをみよう。査定報告書には、各ディストリクトについてカースト別の所有地面積を示す統計が含まれているが、ここではマトゥラーとライ

第4表 ライバレーリー・ディストリクトにおけるカースト別所有地面積(1929年)(単位: エーカー)

所有者の カースト	前回査 定時の 所有面 積	今回査 定時の 所有面 積	前回査 定以降 の増加	前回査 定以降 の減少	現所有 地の%
Thakurs					
Bais	423,285	378,976	—	44,309	33.85
Kanhpuria	250,751	237,473	—	13,278	21.21
Amethia	33,478	63,073	29,597	—	5.63
Janwar	17,905	14,408	—	3,497	1.29
Gautam	9,422	7,557	—	1,865	0.68
Other Thakurs	22,291	38,269	15,978	—	3.42
小 計	757,132	739,758	45,575	62,949	66.08
Brahmans	60,652	67,820	7,168	—	6.06
Kayasthas	38,903	34,164	—	4,739	3.05
Sikhs	47,664	40,160	—	7,504	3.59
Kurmis	15,632	13,228	—	2,404	1.18
Kalwars	3,514	3,528	14	—	0.31
Banias	7,066	10,220	3,154	—	0.91
Other Hindus	38,842	46,763	7,921	—	4.18
Shamlat	N. A.	24,183	24,183	—	2.16
Khanzadas	20,852	14,069	—	6,783	1.26
Muhammadans	124,000	112,520	—	11,480	10.05
Dedicated	N. A.	5,615	5,615	—	0.50
Govt. Property and Revenue- free plots	5,378	7,522	2,144	—	0.67
合 計	1,119,635	1,119,550	95,774	95,859	100.00

(出所) *Final Report on the Third Regular Settlement of the Rae Bareilly District, Oudh, 1929, by A. C. Turner, Allahabad, 1929, p. 34, Appendix VIII (B).*

(Rajput Musalman) が、13.6%をヒンドゥ・ラージプト(Rajput Hindu)が、10.4%をヴァイシャが、6.7%をブラーマンがそれぞれ所有していた(注9)。

これに対し、アワード州のファイザーバードでは、所有地総面積に対する各カーストの所有面積の割合は、タークル44、ブラーマン23、ムスリム22、カーヤスタ2.3、ヴァイシャ2%であり(注10)、ラクナウではムスリムが第1位で30.6%、ついでタークル28.6、ブラーマン12.4、カーヤスタ5.2、ヴァイシャ5.1、カトリー(Khatttri)4.2%の順であった(注11)。

各ディストリクトの人口のカースト構成は、当該ディストリクトにおける種族および氏族の移住、定着、征服、支配の歴史によって異なっている。1901年センサスの結果にしたがって、ディストリクトの総人口に占める割合の大きいカーストから順にあげると、マトゥラーではチャマール(Chamar)15.8、ブラーマン15.2、ジャート13.2、ムスリム10.1、ラージプト8.8、パニア(Banias)

5.8%であり(注12)、メーラトではチャマール14.5、ジャート11.9、ブラーマン7.8、ラージプト5.1、パニア3.8、グージャル3.7、ターガ2.7、ムスリム2.3%であった(注13)。全体として、旧アグラ州の西部すなわち上ドアブ(Upper Doab)と呼ばれている、ガンガー河とジャムナー河とに挟まれた、北はサハランプル(Saharanpur)から南はアグラに至る地域では、総人口に対する割合ではチャマール、ジャート、ブラーマン、ラージプト、パニアが大きく、これらのうちで土地所有カーストとしてもっとも有力なのはジャートであり、続いてタークル(ラージプト)、ブラーマン、パニア、ムスリムも相当大きな比重を占めていたことは、すでに見たとおりである。これに対し、人口のもっとも多いチャマールは土地所有からほとんど完全に排除されていた。

他方アワード州では、アヒール(Ahir)、パーシ(Pasi)、チャマールが人口数では多いが、アヒールの若干の例外を除いては、かれらはほとんど全面的に土地所有から排除されていた。そして人口数の割合ではそれほど大きくないタークル、ムスリム、ブラーマンに土地所有が集中していた。ディストリクトの総人口に占めるカースト別人口の割合は、ライバレーリーでは第1位がアヒールで12.5%、ついでパーシ10.4、ブラーマン10.1、チャマール9.5、ムスリム8.7%の順で、所有地総面積の66%を占めるタークルは6.5%にすぎなかった(注14)。またファイザーバードではチャマール14.1、ブラーマン13.5、アヒール12.2、ムスリム11.1、クルミ(Kurmi)6.1%の順で、土地所有において44%を占めるタークルは5.5%であった(注15)。ラクナウではアワードのナワービーの所在地であったために、ムスリムがもっとも多く20.3%であり、続いてパーシ10.6、アヒール9.7、チャマール9.4、ロダー(Lodha)7.2、ブラーマン5.8、ラージプト(タークル)3.8、クルミ2.8%の順であった(注16)。

アワードの東のゴラクプル、ヴァーラーナシー、南のアラーハーバード諸ディヴィジョンにおいても、土地所有が人口比では相対的に小さい割合を占めるにすぎないタークル、ブラーマンに集中しており、人口数の多いチャマールはほとんどすべて土地無しの状態にあった。州の東部で主要な農耕カーストであるクルミは、アワードのアヒールと同じく、若干の土地を所有していることがあった(注17)。

以上から、全州を総括して、土地所有が主としてタークル、ブラーマン、ついでヴァイシャ、ムスリムの諸カーストに集中しており、農耕カーストといわれるアヒール

第5表 人口数によるカースト順位 (1931年)

カースト名 *	総人口に占める%	カースト名	総人口に占める%
Chamar	12.72	Teli	2.03
Brahman	9.18	Kori	1.86
Ahir	7.85	Nai	1.83
Rajput	7.57	Jat	1.63
Kurmi	3.54	Dhobi	1.59
Shaikh	3.21	Kumhar	1.57
Pasi	2.94	Kachhi	1.41
Vaisha	2.54	Murao	1.29
Kahar	2.33	Barhai	1.19
Lodh	2.22	Lohar	1.19
Pathan	2.21	Kewat	1.11
Gadariya	2.05	Bhangi	1.01
Julaha	2.03		
		25カースト計	77.10

(注) 総人口 48,408,482。* 原表のまま。

(出所) *Census of India, 1931, Vol. 18, Part 1, United Provinces of Agra and Oudh, pp.619~620.*

ル、クルミ、ロダー等あるいは不可触民といわれるパーシ、チャマル等が、それら各々の人口数に比してはきわめてわずかな、またはほとんど取るに足りない土地所有しか享受していなかったことは明らかである。例外は上ドアーブで、ここではジャートが特に有力であり、ディストリクトによっては最大の土地所有カーストになっていた。

1931年センサスによる連合州の総人口のカースト構成は第5表のとおりである。これら諸カーストの中で土地所有カーストとして有力なものを合わせて、総人口に占める割合は20~25%である。

これら主要な土地所有カーストの中で、第3、4表から明らかなように、ヴァイシャはタークル、ムスリム、ジャートあるいはブラーマンと異なり、本来の土地所有カーストではなく、特にイギリス支配下において19世紀中葉から、インド農村に商品・貨幣経済が浸透していく過程で発達した農産物取引、高利貸付によって、土地所有カースト農民層から土地を収奪し、集積してきたものであった。「ヴァイシャはどのタフシールでも所有地を増加したが、それは主として金貸によるものである。…大半は商人と高利貸で、借金をする農耕カースト地主の小規模な不動産を担保に抵当貸しをしたり、買い取ったりすることに資本を投じたものである」(註18)。ブラーマンについてもある程度同じことがいえる。例をあげると、メーラトでは「ブラーマンの少なからぬ部分が金貸を副業にしている」(註19)。ラクナウでは「ムスリムおよびタークルが前回の査定以来かなり土地を失い、かれら

に代わって金貸業者のラストーギー (Rastogis) とカシミリー・ブラーマン (Kashmiri Brahman) が土地を得た」(註20)。ファイザーバードでも「ブラーマンとヴァイシャは前回の査定以来その立場を改善した。かれらは金貸をやり、ときには小作人に種子を貸し付けて現物利子25% (Sawai) をとる」(註21)。

ブラーマンがどの程度金貸をしていたかは明らかでないが、ヴァイシャはほとんどすべて商人兼高利貸であったとみられる。そのヴァイシャが土地所有に占める比重が、アワードの諸ディストリクトにおけるよりも、西部のメーラト、ブランドシャハル、マトゥラー等において大きいのは、ドアーブ地域がすでにムガル時代から地租の金納が実施されていたほどの経済的先進地帯であり、イギリス支配下にはいってからも、インディゴに始まり、綿花、小麦等インドの輸出農産物の特産地であったことからして当然のことといえよう。商品経済の浸透のおくれた東部においては、商人カーストの土地所有に占める比重が比較的小さかった。「これら農業者(高カースト・ヒンドゥ)の土地は仲間のパツィダールまたは富裕な小作人の手に移ることはあったが、非農耕階級はこのタフシール(バスティ)では強固でない」。このように地域的にかなり差があったが、連合州全体として、20世紀初頭に、上級農業カーストが、チャマル、ムラオ (Murao)、クルミ等にとって代われ、さらに後者が非農業金貸カーストによって土地を収奪されて、土地無しプロレタリアートに転化されていく傾向が認められていた。1921年から1931年までの10年間に所有の移転した土地の総面積の60%が債権者たる非農業者の手中に渡ったものと推定されていた(註22)。

3. 「ザミーンダール」の規模別分布

これまで述べてきたように、土地所有の形態、出身カースト、社会的系譜といった視点から、種々のグループが認められる「ザミーンダール」201万6783人の規模別分布に関する資料としては、イギリス植民地政府の地租政策、農業政策のあり方をあからさまに示す一つの事例といえようが、所有地規模別もしくは所有耕地規模別の統計は利用できず、納入地租額規模別のデータが集計されているだけである。連合州の地租額は土地の賃貸価格(小作料)を主要項目とし、それに石材その他の鉱物、野生マンゴー等の自然産物の価格換算額を加えた粗資産額から、不耕作地主の場合には地租徴収の手数料を、自作地主の場合には一定割合(15~30%)の経費を控除して得られた純資産額 (net assets) の一定割合(註23)とし

第6表 納入地租額規模別ザミンダール数(1945/46年)

地租額規模 (ルピー)	ザミン ダール 数	ザミン ダール 総数 の%	納入地租額 (ルピー)	納入地 租額全 体の%	規模区分 内のザミ ンダール 1人当 たり平均 地租額
25以下	1,710,530	84.81	10,049,725	14.76	5.88
25～50	142,890	7.09	5,002,021	7.35	35.01
50～75	53,288	2.64	3,251,796	4.78	61.02
75～100	28,369	1.41	2,457,362	3.61	86.65
100～150	27,861	1.38	3,405,055	5.00	122.22
150～200	14,473	0.72	2,482,548	3.65	171.53
200～250	9,230	0.46	2,068,434	3.04	224.10
250以下小計	1,986,641	98.51	28,716,941	42.19	14.47
250～500	16,758	0.83	5,919,934	8.70	353.26
500～1,000	7,491	0.37	5,172,919	7.60	690.55
1,000～1,500	2,362	0.12	2,875,894	4.22	1,217.57
1,500～2,000	1,076	0.05	1,867,689	2.74	1,735.77
2,000～2,500	588	0.03	1,318,882	1.94	2,243.00
2,500～3,000	393	0.02	1,073,639	1.58	2,731.91
3,000～3,500	242	0.012	785,148	1.15	3,244.41
3,500～4,000	179	0.009	671,590	0.99	3,751.90
4,000～4,500	135	0.007	571,335	0.84	4,232.11
4,500～5,000	114	0.006	539,491	0.79	4,732.38
5,000～10,000	414	0.021	2,928,888	4.30	7,074.61
10,000以上	390	0.019	15,626,679	22.96	40,068.45
250以上小計	30,142	1.49	39,352,085	57.81	1,305.56
総計	2,016,783	100.00	68,069,926	100.00	33.75

(出所) W. C. Neale, *Economic Change in Rural India*, New Heaven, 1962, p. 216. (原資料: *Report of the United Provinces Zamindari Abolition Committee* (以下 *Report of UPZAC* として引用), Vol. 2.

て課されているので、土地の優劣に応じて小作料が異なるのにしたがって、単位面積当たりの地租額が異なっていたのは当然のことであるが、平均してみれば納入地租額規模が所有地広狭規模にほぼ対応していたといえよう(第6表参照)。

第6表から明らかなように、年間納入地租額25ルピー以下の「ザミンダール」は人数では「ザミンダール」総数の84.8%を占めているが、納入地租額の割合ではわずかに14.8%を占めていたにすぎない。1945/46年の耕地1エーカー当たりの平均地租額は1.9ルピー(注24)であったので、納入地租額25ルピー以下というのは、所有耕地規模では約13エーカー未満とみることができる。このような零細「ザミンダール」が人数の点では全体の84.8%であり、耕地総面積のほぼ15%を所有していたといえよう。納入地租額250ルピー以下、すなわち所有耕地規模では約130エーカー未満となると、「ザミンダール」

総数の98.5%を占めていたのに対し、全体で42%の土地を所有していたにすぎなかった。「3万人は地租として250ルピー以上を納入する者で、1353 Fasli (1945/46年)に州の地租要求総額6810万ルピーのうち3940万ルピーを納めていた。残りの2870万ルピーは250ルピー以下を納入する者によって納められていた。連合州における地租は土地の評価額に課されている。したがって、わずか1.49%の大地主が土地のほぼ57.77%を所有しており、他方大多数である98.51%の小地主はわずか42.23%の土地を所有しているにすぎない。土地貴族のエリートと呼ばれるにふさわしい、地租を5000ルピー以上納入する地主の数はさらに興味深い。その数は全州で804人を越えず、州政府に地租を1860万ルピー納入しているが、それは州に納入される地租総額の約27%である。このように、200余万人の地主のうち804人が州の土地の5分の1ないし4分の1を所有していることになる。かれらはザミンダール総数のわずかに0.04%、そして州総人口の0.0014%を占めるにすぎない(注25)と連合州ザミンダール廃止委員会の報告書に述べられている。

すでに土地所有形態をみた際に触れておいたように、大「ザミンダール」は種族および氏族の移動、定着、イギリス征服以前の国家統治機構との結びつき、イギリス植民地政府の地租政策というような諸要因の絡み合いにより、旧アワード州において支配的であったが、その程度をみたのが第7表である(ディストリクト別の詳細については付表2参照)。

この表から明らかなように、旧アワード州のラクナウ、ファイザーバード両ディヴィジョンでは少数の巨大「ザミンダール」に土地所有が集中していた。ディストリクト別にみると、集中率のもっとも高いのはバハライチ(Bahraich)で、実にわずか14人の巨大「ザミンダール」がディストリクト全体の納入地租額の85%を納めていた。すなわち耕地総面積の85%を集中していたといえよう。ファイザーバード・ディストリクトでは耕地総面積の71%が巨大「ザミンダール」28人に、ケーリー(Kheri)では70%が17人に、ライバレーリー、ゴンダー(Gonda)、プラタープガル(Pratapgarh)ではほぼ60～70%が20～30人に集中していた。

これに対し、旧アグラー州では、ベナーレス藩王(Raja of Benares)の一族が広大な領地を所有していたヴァーラーナシー・ディストリクト、その他アラーハバード、エター(Etah)等若干のディストリクトを除いて、巨大「ザミンダール」の比重はそれほど大きくな

第7表 ディヴィジョン別納入地租額規模別ザミンダーの比重

ディヴィジョン	ザミ ンダー ル 総 数	納 入 地 租 額 (ルピー)	納入地租額25ルピー以下のザミンダー数(ルピー)	(4)欄のザミンダーの納入地租額(ルピー)	(4)/(2)(%)	(5)/(3)(%)	納入地租額25ルピー以上のザミンダー数(ルピー)	(8)欄のザミンダーの納入地租額(ルピー)	(8)/(2)	(9)/(3)	納入地租額5000ルピー以上のザミンダー数(ルピー)	(12)欄のザミンダーの納入地租額(ルピー)	(13)/(14)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
Meerut	447,796	9,022,469	394,440	2,282,132	88.1	25.3	49,645	3,143,026	11.1	34.8	84	1,045,337	11.6
Agra	244,627	8,196,542	208,069	1,219,975	85.1	14.9	32,342	2,261,018	13.2	27.6	116	1,843,580	22.5
Rohilkhand	282,999	8,749,473	241,395	1,151,006	85.3	13.2	36,077	2,709,896	12.7	31.0	75	1,037,672	11.9
Allahabad	181,968	8,043,360	147,804	747,633	81.2	9.3	29,653	2,141,974	16.3	26.6	114	1,880,562	23.4
Jhansi	133,690	3,614,876	109,705	747,364	82.1	20.7	22,286	1,407,165	16.7	38.9	34	360,906	10.0
Varanasi	148,139	4,441,230	126,476	761,720	85.4	17.2	19,772	1,293,805	13.3	29.1	25	1,113,270	25.0
Gorakhpur	363,431	7,678,387	317,033	1,961,171	87.2	25.5	43,515	2,673,809	12.0	34.8	68	1,161,179	15.1
Naini Tal	1,317	73,508	954	5,298	72.5	7.2	299	23,112	22.6	31.4	—	—	—
Lucknow	107,628	8,963,210	79,371	615,695	73.7	6.9	24,808	1,801,882	23.0	20.1	142	4,094,358	45.6
Faizabad	105,183	9,285,971	85,293	557,701	81.1	6.0	17,714	1,211,529	16.8	13.0	146	6,019,703	64.7
U. P. 州計	2,016,783	68,069,026	1,710,530	10,049,725	84.8	14.8	276,111	18,667,216	13.7	27.4	804	18,556,567	27.2

(出所) Report of UPZAC, Vol. 2 のデータにもとづき算出。

かった。特にジャートのパーイヤチャーラー形態の村落の支配的なメーラト・ディヴィジョン、なかんずくメーラトとムザッファルナガルの両ディストリクトでは耕地規模でいえば10エーカー前後に当たる、地租額25ルピー以下層が耕地所有においてかなり大きな比重を占めていたことは明らかである。またジャンシー・ディヴィジョンは本来マハーラーシトラに広く見られるライヤトワリー村落が支配的であったものを、イギリス東インド会社が地租徴収、その他の行政上の便宜からザミンダーリー形態またはパーイヤチャーラー形態の地租査定をしたところであり、もともと大「ザミンダー」の力が強くなかったものと思われる(註26)。ゴラクプル・ディヴィジョンも小「ザミンダー」の土地所有に占める比重が大ききことが注目される。以上3ディヴィジョンに共通して認められるもう一つの特徴は地租額25ルピー以上250ルピー以下のうち「ザミンダー」の耕地所有において占める比重が大ききことである。このことは、次にみる「耕作地主」との関連で注目されねばならない点である。

4. 耕作地主と不耕作地主

さて今度は、「ザミンダー」を耕作地主と不耕作地主に分けてみよう。ここで耕作地主というのは、地主が自ら労働力を投入して、自作している者だけでなく、雇用労働を用いて、自らは直接監督に当たるか、あるいは差配を通じて間接的に経営を行なうような者も含めた広い意味で用いる。地主「耕作地」とみなされるシール(Sir)およびクドカーシト(Khudkasht)(註27)の面積

第8表 シール・クドカーシト面積

(単位: 1000エーカー)

年	アーグラ州保有地		アワード州保有地		U. P. 州保有地	
	面積	総面積の%	面積	総面積の%	面積	総面積の%
1899/1900	6,030	22.2	1,120	12.2	7,150	19.7
1926/1927	5,790	20.2	1,140	11.6	6,930	18.0
1935/1936	6,200	21.1	1,130	11.4	7,330	18.7
1943/1944	6,483	22.0	1,132	11.3	7,615	19.0
1945/1946	6,496	21.9	1,132	11.2	7,628	19.1

(出所) Report of UPZAC, Vol. 2, pp. 90~91.

は第8表のとおりである。

旧アーグラ州においては保有地総面積の約22%、旧アワード州では11%で、両州の相違が明らかである。これは旧アーグラ州においてはパーイヤチャーラー形態およびパッティダーリー形態の土地共同相続団体に属する在村の耕作地主層が多く、旧アワード州においては少数の大規模な不在寄生地主が支配的であったことに対応するものである。

「ザミンダー」総数201万6783人のうちシールおよびクドカーシトを所有しない「ザミンダー」は11万8733人で、総数のわずかに5.9%にすぎなかった。残りの189万8050人の「ザミンダー」はシールおよびクドカーシトを所有していたが、その所有されているシールおよびクドカーシト規模別の「ザミンダー」数、所有面積、又小作に出されている面積とその割合、各区分「ザミンダー」1人当たりのシールおよびクドカーシト平均面積をみたのが第9表であり、納入地租額規

資料

第9表 規模別シール・クドカーシト面積と又貸面積 (1945/46年)

ザミーンダールの所有するシール・クドカーシト面積 (エーカー) (1)	ザミーンダール数 (2)	シール・クドカーシト面積 (エーカー) (3)	シール・クドカーシト総面積の% (4)	又貸面積 (エーカー) (5)	又貸率 (5)/(3) (%) (6)	ザミーンダール1人当たり平均面積 (エーカー) (7)
5以下	1,579,365	2,767,152	38.82	396,988	14.35	1.75
5~10	189,227	1,288,426	18.08	170,714	13.25	6.81
10~25	96,903	1,402,248	19.67	194,902	13.90	14.47
25~50	23,482	764,362	10.72	127,064	16.70	32.55
50~100	6,746	450,521	6.32	84,775	18.82	66.78
100~250	1,921	280,084	3.93	60,983	21.77	145.80
250以上	406	174,507	2.45	50,655	39.03	426.82
計	1,898,050	7,127,300	100.00	1,086,081	15.24	3.76

(注) 11万8733人のザミーンダールはシール・クドカーシトを所有していない。

(出所) W. C. Neale, *Economic Change in Rural India*, p. 218. (原資料: *Report of UPZAC*, Vol. 2, p. 4)

第10表 納入地租額規模別シール・クドカーシト面積と又貸面積

納入地租額 (ルピー) (1)	ザミーンダール数 (2)	シール・クドカーシト面積 (エーカー) (3)	シール・クドカーシト総面積の% (4)	又貸面積 (エーカー) (5)	又貸率 (5)/(3) (%) (6)	ザミーンダール1人当たり平均面積 (エーカー) (7)
250以下	1,858,325	5,899,105	82.77	784,854	13.30	3.17
250~300	14,238	229,408	3.22	45,265	19.73	16.11
300~350	6,332	156,204	2.19	31,027	20.00	24.67
350~500	6,410	186,755	2.62	39,757	21.29	29.13
500~1,000	7,646	255,559	3.59	60,498	23.67	33.42
1,000~5,000	4,213	238,602	3.35	64,166	26.89	56.63
5,000~10,000	430	51,185	0.72	14,976	29.26	119.03
10,000以上	456	110,482	1.55	45,538	41.22	245.52
計	1,898,050	7,127,300	100.00	1,086,081	100.00	3.76

(出所) W. C. Neale, *op. cit.*, p. 219. (原資料: *Report of UPZAC*, Vol. 2, p. 5.)

規模に同じことをみたのが第10表である。シールおよびクドカーシトを所有する「ザミーンダール」総数のうち

93%が10エーカー以下のシールおよびクドカーシトを所有するもので、又貸し(注28)の率も約14%で、大半が「耕作地主」であることを示している。又貸しの率は「ザミーンダール」の規模が大きくなるにつれて大きくなっている。「小規模ザミーンダールはその経済的立場をシールおよびクドカーシトの耕作に依存している。かれは本来的に耕作者であって、地代取得者ではない」(注29)。このような耕作地主と不耕作地主との比率がどれくらいであったかについては信頼できる数字がない。1931年センサスによれば、テフリー・ガルワール藩王国(Tehri-Garhwal State) およびクマオン(Kumaon)を除く連合州の地主総数は127万5596人で、そのうちわけは不耕作地主25万9836人すなわち総数の20.2%、耕作地主は101万5596人で79.8%であった(注30)。1945/46年には第9表から明らかのように、シールおよびクドカーシト総面積のうち15.2%が又小作に出されており、これにシール・クドカーシトを所有していない「ザミーンダール」の割合5.9%を加えると、21.1%になり、これに見合うだけのほぼ同率の不耕作地主がいたものとみてよからう。耕作地主と不耕作地主の比率の地域的偏差に大よその見当をつけるために作成したのが第11表である。第(8)欄は土地保有者総数に占める「ザミーンダール」数の割合であり、第(9)欄は保有地総面積に占めるシールおよびクドカーシト面積の割合、第(10)欄はシールおよびクドカーシト総面積のうち又小作に出されていない部分の割合で、これが地主耕作の程度を示す。最後に第(11)欄が保有地総面積に対する又小作に出されていないシールおよびクドカーシト面積の割合で、地主耕作地の割合を示すものである(ディストリクト別の数字については付表1参照)。

まずシールおよびクドカーシト面積の割合の大きい地域からみると、第1にメーラト・ディヴィジョンであり地主耕作の率も他のどのディヴィジョンよりも高い。これはすでに触れたように、パーイヤチャーラーの土地所有形態をとるジャートの存在によるものである。「メーラトは自身の土地を耕作する小所有者 (petty proprietors) のディストリクトである。……ジャートの間には大地主は少ない。かれらの勢力は多数の共同体を形成している勤勉な、辛苦に耐える小規模農民 (small farmers) にある。かれらは自身の土地を耕作し、全般的に、裕福ではないにしても、安楽な状態にある。経済的に困った場合にはかれらは相互に融資し合う」(注31)。

……について地主耕作の率の高いのはジャーンシー、ゴラクプル・ディヴィジョンである。ジャーンシーの場合には

第11表 ザミンダールによるシール・クドカーシトの利用(1945/46年)

ディヴィジョン (1)	ザミン ダール数 (2)	保有者総数 (3)	シール・クドカーシト面積 (エーカー)			保有地 総面積 (エーカー) (7)	(2)/(3)	(4)/(7)	(5)/(4)	(5)/(7)
			計 (4)	地主耕作 (5)	又 賃 (6)		(%) (8)	(%) (9)	(%) (10)	(%) (11)
Meerut	388,907	965,590	1,302,536	1,236,589	65,947	3,937,625	40.3	33.2	94.9	31.4
Agra	164,109	1,111,773	601,376	531,265	70,111	4,122,586	14.8	14.6	88.3	12.9
Rohilkhand	151,707	1,672,303	582,008	484,704	97,304	5,217,646	9.1	11.2	83.3	9.3
Allahabad	159,809	1,373,830	488,985	372,255	116,730	4,419,498	11.6	11.1	76.1	8.4
Jhansi	118,468	568,719	1,130,672	982,404	148,268	4,298,753	20.8	26.3	86.9	22.9
Varanasi	210,157	1,225,707	698,447	504,823	193,624	3,726,887	17.1	18.4	72.3	13.5
Gorakhpur	482,478	2,272,881	1,495,337	1,319,741	175,596	4,851,009	21.2	30.8	88.3	27.2
Naini Tal	826	32,211	5,136	4,318	818	195,366	2.6	2.6	81.2	2.2
Lucknow	115,710	1,453,554	466,883	338,704	128,179	5,095,585	8.0	9.2	72.5	6.6
Faizabad	105,888	1,591,721	355,920	266,416	88,678	5,451,495	6.7	6.5	75.0	4.9
U. P. 州計	1,898,050	12,268,289	7,127,300	6,041,219	1,086,081	41,316,450	15.5	17.3	84.8	14.6

(出所) Report of UPZAC, Vol. 2 に与えられている数字にもとづき算出。

すでに言及しておいたように、イギリス統治以前においては、マハラシトラに広く存在していたライヤトワリー型の自営農民層が主体であった地域であり、当然のことといえよう。ゴラクプル・ディヴィジョンの場合には、保有者総数に対するザミンダール数の割合に比して、第11欄の地主耕作地率の大きいことが目立つ。これは耕作地主層が主としてタークル、ブラーマンであり、隷属的状态にある不可触民(主としてチャマル)の労働力に依存する大経営が多かったことを示すものであろう。たとえばパステイー・ディストリクトでは、「(土地の)80%以上が高カースト・ヒンドゥによって所有されている。かれらは犁の木製柄に触れることを罪であるとみなしており、かれらのシールおよびクドカーシトの耕作をハルワーハの手にゆだねている」(註32)(ハルワーハについては後述)。

ロヒルカンド、アラハバード両ディヴィジョンでは「ザミンダール」数も比較的少なく、地主耕作地の割合も相対的に小さいことは、この地域においてザミンダラー・マハールが多く、中規模の地主が支配的であったことを表わすものと考えられる。

旧アワード州においても「ザミンダール」数の割合が小さく、またシール・クドカーシトの面積の割合も、地主耕作の率も低く、すでに指摘したように、この地域では寄生的大地主が優勢であったことに対応している。

ちなみにシール・クドカーシトの所有規模別に地主耕作の割合を上ドアップ、アワード、東部からそれぞれ3ディストリクトずつ選んで、比較したのが第12表である。

アワード州のラクナウ、ラーイバレーリー、ファイザアバードいずれにおいても、シール・クドカーシトを所

有する「ザミンダール」が絶対的に少ないだけでなく、その中で耕作地主層がまた少ないことは地主耕作率の低いことから明らかである。アワードの「ザミンダール」の寄生性が著しかったことは一目瞭然であろう。

5. 自作地主と手作地主——ハルワーハ——

ところで、今まで耕作地主と一括してきたものの中にすでにメーラト、パステイーの例において引用したように、実際の農作業の遂行をもっぱら雇用労働に依存するタークル、ブラーマン、カーヤスタ、ヴァイシャの高カースト耕作地主と、ジャート、グージャル等のような家族労働を主体とする自営農民層とが区別されなければならない。両者を区別するために、前者を手作地主、後者を自作地主と呼ぶことにする。

タークル(ラージプト)農民のもとでは「仕事の大部分がチャマル労働者によってなされる。血統正しいラージプトは犁に触れると穢れる。……妻は井戸から水を汲んだり、その他の家事をする女中を必要とする。彼女は purdah を守り、したがって外へ出かけたり、野良で働いたりすることができない」(註33)と描かれているように、一般に高カースト成員は次のような慣習的規制を受ける。

- (1) 女性の隔離 (purdah)。
- (2) 犁に触れることができない。
- (3) 低カースト成員との肉体的接触の禁止。

この結果、高カースト農民は家族労働力を農作業に投入することができず、中カースト、低カースト農民よりはるかに多くの雇用労働に依存せざるをえない(註34)。

常雇労働 (permanent labour) に対する需要は、大規模農場保有者の場合を除いて、高カースト・ヒンドゥが

第 12 表 9 ディストリクトにおけるシール・クドカーント所有規模別地主耕作率

ディストリクト	5 エーカー以下				5 ~ 10 エーカー			
	ザミーン ダール数	シール・クド カーント面積 (エーカー)	地主耕作 面積 (エーカー)	地主耕作率	ザミーン ダール数	シール・クド カーント面積 (エーカー)	地主耕作 面積 (エーカー)	地主耕作率
Meerut	139,059	224,454	215,451	96.0	19,094	114,989	111,133	96.7
Muzaffarnagar	58,043	111,107	104,728	94.2	8,124	52,229	49,141	94.0
Mathura	32,078	58,924	55,093	93.4	5,581	38,228	36,366	95.1
Lucknow	6,623	14,594	11,409	78.3	994	7,363	5,404	73.3
Rae Bareli	9,127	14,504	10,617	73.1	880	6,768	4,222	62.2
Faizabad	13,756	18,392	14,757	80.2	1,057	7,424	5,685	76.3
Basti	99,511	217,707	193,558	89.0	13,756	86,269	77,603	90.1
Gorakhpur	61,999	135,777	128,453	94.7	8,306	59,668	55,079	92.2
Deoria	75,750	112,208	103,029	91.7	7,869	54,477	51,142	93.7

ディストリクト	10~25エーカー				25~50エーカー				50~100エーカー			
	ザミーン ダール数	シール・クド カーント面積 (エーカー)	地主耕作 面積 (エーカー)	地主耕作率	ザミーン ダール数	シール・クド カーント面積 (エーカー)	地主耕作 面積 (エーカー)	地主耕作率	ザミーン ダール数	シール・クド カーント面積 (エーカー)	地主耕作 面積 (エーカー)	地主耕作率
Meerut	6,566	89,693	85,188	94.8	1,173	37,304	35,175	94.2	308	19,569	18,865	96.4
Muzaffarnagar	4,429	59,837	56,865	95.0	722	21,765	20,427	94.0	124	7,945	7,484	94.2
Mathura	3,191	45,287	42,612	94.0	607	18,283	16,263	89.0	96	5,693	4,981	87.8
Lucknow	478	7,836	5,507	64.0	116	4,005	2,067	51.7	18	1,024	561	56.0
Rae Bareli	331	5,239	3,239	61.7	87	3,188	1,986	62.2	43	2,920	1,328	45.4
Faizabad	567	7,655	5,615	73.4	174	5,183	4,051	78.2	56	3,486	2,238	64.0
Basti	4,975	65,108	59,339	91.0	1,132	36,636	33,122	93.2	591	40,185	36,731	91.5
Gorakhpur	5,402	67,655	62,549	92.4	1,241	41,473	37,703	90.8	449	29,078	26,300	90.6
Deoria	3,463	49,690	46,308	93.2	747	24,433	21,876	89.6	198	13,890	12,232	88.2

ディストリクト	100 ~ 250 エーカー				250 エーカー以上			
	ザミーン ダール数	シール・クド カーント面積 (エーカー)	地主耕作 面積 (エーカー)	地主耕作率	ザミーン ダール数	シール・クド カーント面積 (エーカー)	地主耕作 面積 (エーカー)	地主耕作率
Meerut	56	6,953	6,408	92.1	4	1,265	1,078	85.1
Muzaffarnagar	19	2,868	2,724	82.4	—	—	—	—
Mathura	22	2,258	1,800	79.9	6	1,616	1,595	98.8
Lucknow	5	845	370	43.8	1	404	125	31.0
Rae Bareli	31	5,280	2,251	42.7	13	6,188	2,404	38.9
Faizabad	25	4,652	3,034	65.1	12	3,729	2,081	55.8
Basti	251	38,755	34,436	89.0	29	15,285	12,652	83.0
Gorakhpur	170	24,075	21,068	87.4	38	12,402	10,209	82.2
Deoria	63	9,539	8,080	84.6	46	12,957	12,506	96.5

(出所) Report of UPZAC, Vol. 2 に与えられている数字をもとに算出。

犁を動かすことはかれらの専断をそこない、宗教に抵触するものであるとするヒンドゥ社会のカースト制度によってのみ維持されていると、Agarwal は指摘している(註35)。このような高カースト手作地主層の労働需要を満たし、その農業経営を補完するのが、カースト別人口数ではもっとも多いが、土地所有からは完全に排除されていた低カースト、なかんずくチャマールであった。季節雇、年雇あるいは常雇となっている低カースト成員は、ハルワーハ (Harwaha)、バーターティア (Bhatatia)、マヒンダール (Mahindar)、ナウカル (Naukar)、メランテ

ィ (Melanti)、マズール (Mazoor) などと地域により異なる名称で呼ばれていたが(註36)、一般にはハリー (Hali)、ハルパティ (Halpati) あるいはハルワーハ (Halwaha) と総称されている。

1931年のセンサスによれば、チャマールの就業者数は507万5307人であったが、そのうち70.1%にあたる355万8938人が農業に従事していた。しかしそのうちで小作人となっているものはきわめて少なく、小作権の安定している占有小作人 (Occupancy tenant) および法定小作人 (Statutory tenant) になっているものは5%を越えず、

非占有小作人 (Non-occupancy tenant) の割合も15%に満たなかった。残り80%はたんなるハルワーハであった(註37)。ハルワーハは雇主の土地を雇主の牡牛、犁、その他の農機具、種子、肥料を用いて耕作するものであり、ハルワーハ1人につき1台の犁で耕作しうる面積、約25~30ビーガー (Bighas——1ビーガーは約0.25エーカー) が割り当てられていた。かれらは賃金として、その土地の収穫物の一定割合(7分の1~6分の1)あるいは年決めまたは月決めで貨幣賃金を得ていた。また前借りの借金に縛られて、居消費奉をしているような者もいた(註38)。ハルワーハは1人につき1~1.5ビーガーの土地を分け与えられることもあったが、その場合にはかれは雇主の役牛、犁を借りて耕作し、一般の小作料水準より25~50%低い現物小作料を納めるか、あるいは賃金の一部として小作料免除であった(註39)。雇主は役牛の使用料としてハルワーハの収穫した作物のわらとモミ殻を取ることもあった(註40)。いずれにしても、ハルワーハが雇主から分け与えられて耕作している土地は、雇主の思いのままに取り上げられる性質のものであって、ハルワーハは占有小作権を取得することができなかった。

1930年代の連合州の一村におけるチャマルの状態を Wisner は次のように描いている。

「各チャマルがその家族ともども1人のジャジマーン (Jajman) に緊縛されている。かれは賃金を受け取るけれども、その立場は奴隷に近い。村ではかれは個人として認められることがなく、誰某のチャマルとして認められている。私的な家族生活以外では、かれの時間とサービス、およびかれの息子たちの時間とサービスはかれの主人の手中に握られている。かれの妻もまた、呼び出されればいつでも、野良で手助けをしたり、または主人の家で、辛い仕事の手伝いをしたりしなければならない。パトロンの仕事と利益がまず第一である。もし時間が余れば、かれとかれの息子たちはかれのサービスに対する支払いとして与えられた小地片で過ごす。時間または金を要することはなんであれ、かれはパトロンの許可を得ずに、計画することも、実施することもできない」(註41)。

しかし、同じ高カースト耕作地主でもドアーブではカースト規制がきびしくなく、自ら耕作することが多かった。メーラトでは、「ターガーとラーズプトは一般に平均的な耕作者であり、後者はここでは州の中部および東部の諸ディストリクトでラーズプトの不利益となっている。犁に手を触れないというカースト規制を受けていな

い」また「ブラーマンは自分の土地を耕作している注意深い、骨身を惜しまず働く小規模所有者である」(註42)。

また東部においても、カースト規制が弱まっていく傾向が認められる地域があった。それは植民地体制下での工業発展のおくれによってもたらされた、農業部門における過剰人口の圧力のために生じた、所有地の零細化の結果であった。19世紀末から20世紀20年代にかけてインド農村において顕著になってきた耕地の零細化はすでに Royal Commission on Agriculture in India によって注目されていた。「永代権利保有者の保有地の零細化は、ヒンドゥ合同家族制度が、維持されているところを除けば、主として、不動産はすべての相続人によって通常均等に相続されるべきであるというヒンドゥおよびモハマダンの間に一般的な相続法によるものである」(註43)。このようにして生じたシール・クドカーストの零細化は雇用労働を用いることを経済的に不可能にし、「タークルおよびブラーマンの大部分はいまやかれらの高い地位から落ちてきて、経済的圧力により、最近まで手を触れなかった犁を扱わざるをえなくなった」(註44)。しかしこのような傾向が連合州全体としてどの程度進行したかを明らかにする資料は得られない。1948/49年に調査した結果を Agarwal は次のように述べている。

「家族成員による農作業は高カーストによって、かれらの社会的立場をおとしめるものであるとみなされている。そのために高カーストの小規模保有者は多くの不利益を蒙っている。自ら農作業をしないので、かれらは家族労働の所得として稼得されるべき、農業所得のかなりの部分を失うことになる。またかれらの労働に他に有利な雇用機会はない。かれらの農作業も能率的なものでない。

特定の作物栽培および若干の副業、たとえば蔬菜栽培、牛乳販売はカッチー (Kachhi) やゴージー (Ghosie) のような低カーストの職業とみなされている。そのような職業蔑視の偏見は、衰えつつあるとはいえるものの、いまだに高カースト農民が追加所得源として採用しない本質的理由である」(註45)。

これからみても、カースト規制は、過剰人口の圧力による所有地の零細化を主因として衰えつつあったとはいえ、かなり強固に残存していたものと推察される。数量的に実証する方法はないが、人口のカースト構成にもとづいて推論して、連合州全体としては、家族労働を主体とする自作地主、自作農層はドアーブおよび若干であるがロヒルカンドのジャート、グージャール等、およびきわ

てわずかであるがアワードおよび東部のアヒール、クルミ、ムラオ等中カーストに限られており、大部分は不可触民、なかんずくチャマルを主たる労働力とする、タークル、ブラーマン、カーヤスタ、ヴァイシヤの高カーストによる地主手作型経営であったと考えられる。このように低カースト成員の労働力に依存する農業経営は耕作地主に限られるものではなく、高カースト成員であるという生得の社会的地位、身分にかかわる、慣習的に承認されてきたカースト規制によって支えられていたものであるゆえに、高カースト小作人層の間にも広範に行なわれていたことは、次節においてみるとおりである。

(注1) B. H. Baden-Powell, *The Land Systems of British India*, London, 1892, Vol. 2, p. 104.

(注2) イギリス東インド会社およびそれを継承した英領インド政府による連合州における地租査定に関しては、Sulekh Chandra Gupta, *Agrarian Relations and Early British Rule in India: A Case Study of Ceded and Conquered Provinces (Uttar Pradesh) (1800~1833)*, Bombay, 1963.

Jagdish Raj, *Mutiny and British Land Policy in North India, 1856—68*, Bombay, 1965.

(注3) *Final Settlement Report of the Meerut District*, by C. H. Crooke, *Settlement Officer*, Allahabad, 1940, p. 56. (以下 *Final Settlement Report, Meerut* として引用)

(注4) *Final Settlement Report of Fyzabad District* by S. M. Zaidi, *Khan Bahadur, Settlement Officer*, Allahabad, 1942, p. 24. (以下 *Final Settlement Report, Fyzabad* として引用)

(注5) *Final Settlement Report on the Settlement of Land Revenue in the Lucknow District, Oudh, 1926—28*, by P. B. C. Sharma, *Settlement Officer*, Allahabad, 1930, p. 46. (以下 *Final Settlement Report, Lucknow* として引用)

(注6) Baden-Powell, *op. cit.*, pp. 115~122.

(注7) *Ibid.*, p. 7.

(注8) *Final Settlement Report, Meerut*, p. 13.

(注9) R. Mukherjee, *Land Problems of India*, London, 1933, p. 266.

(注10) *Final Settlement Report, Fyzabad*, p. 5.

(注11) *Final Settlement Report, Lucknow*, p. 46.

(注12) *District Gazetteers of the United*

Provinces(以下 DGUP として引用): *Mathura*, pp. 106~113に与えられている資料にもとづき算出。

(注13) DGUP: *Meerut*, pp. 88~100.

(注14) DGUP: *Rae Bareli*, pp. 59~63.

(注15) DGUP: *Fyzabad*, pp. 63~64.

(注16) DGUP: *Lucknow*, pp. 69~75.

(注17) DGUP: *Gorakhpur, Benares, Allahabad* 等参照。

(注18) *Final Settlement Report, Meerut*, p. 13. R. Mukherjee, *op. cit.*, p. 266.

(注19) *Final Settlement Report, Meerut*, p. 14.

(注20) *Final Settlement Report, Lucknow*, p. 3.

(注21) *Final Settlement Report, Fyzabad*, p. 4. 村のパニアーが農民に種子を貸付けて、6カ月後の収穫時に現物で元利を回収することは連合州で広く行なわれていた。貸付量の1.25倍を取り立てるものを Sawai, 1.5倍を取り立てるものを Deorha, 2倍を取り立てるものを Dugna と呼んでいた。Report of the United Provinces Provincial Banking Enquiry Committee, Allahabad, 1930, Vol. 2, p. 231. (以下 *Report of UPPBEC* として引用)

(注22) S. Nehru, *Caste and Credit in the Rural Area*, New York, 1932, p. 15. R. Mukherjee, *op. cit.*, p. 267 に引用。Census of India, 1931, Vol. 18, Part 1, p. 47.

(注23) U. P. Land Revenue Act, 1929, Section 63-D. 国家の取分率は次のように変化してきていた。

年	取分率(%)
1 7 9 3	90
1 8 2 2	83
1 8 3 3	66
1 8 5 5	50
1 8 9 3	49
1 9 0 3	46
1 9 1 3	41
1 9 2 5	38
1 9 2 9	36
1 9 3 9	39
1 9 4 6	39

(出所) *Report of the United Provinces Zamindari Abolition Committee*, Vol. 1, p. 345.

(以下 *Report of UPZAC* として引用)

(注24) *Report of UPZAC*, Vol. 2, p. 93.

(注25) *Ibid.*, Vol. 1, p. 343.

(注26) Baden-Powell, *op. cit.*, p. 120.

(注27) Sir および Khudkasht の法的規定に関し

ては拙稿「インドU. P. 州1950年土地改革法について」、『アジア経済』第5巻8号、62～63ページ。

(注28) シールおよびクドカーントがなんらかの事情で他人に譲渡された場合、その所有者であった「ザミンダール」は新しい所有者のもとで旧所有小作人(Ex-proprietary tenant)として、一般の小作料率より25%低い旧所有小作料率でもって、かつてかれの所有していたシールおよびクドカーントの耕作を継続することが小作法によって認められており、したがってシールおよびクドカーントの小作人は小作法によっては保護されない又小作人とみなされていた。

(注29) *Report of the UPZAC*, Vol. 1, p. 343.

(注30) *Census of India, 1931, Vol. XVIII, Part I, United Provinces of Agra and Oudh*, Allahabad, 1933, p. 395.

(注31) *Final Settlement Report, Meerut*, pp. 12～13.

(注32) *Report of UPPBEC*, Vol. 2, p. 171 また *DGUP: Gorakhpur* 参照。

(注33) *Report of UPPBEC*, Vol. 2, p. 218.

(注34) E. A. H. Blunt, *The Caste System of Northern India*, London, 1936, pp. 263～264. *Report of UPPBEC*, Vol. 1, pp. 34～36.

(注35) G. D. Agarwal, "Agricultural Wages and Systems of Payment in the United Provinces", *Indian Journal of Agricultural Economics*, Vol. 3, No. 1, Apr. 1948, pp. 27～28.

(注36) S. Misra, "Agricultural Labour in U. P.", *Indian Journal of Economics*, Vol. 28, No. 108, 1947, p. 189.

(注37) M. Singh, *The Depressed Classes*, Bombay, 1947, pp. 24～25.

(注38) S. Misra, *op. cit.*

S. Chandra, "Agricultural Wages, Rates of Wages and Methods of Payment in Western Districts of United Provinces", *Indian Journal of Agricultural Economics*, Vol. 3, No. 1, Apr. 1948, p. 47.

(注39) S. Misra, *op. cit.*, p. 190. かれは2～4ビーカーの土地が与えられるのが、一般的であったとしている。

V. B. Singh, "Problems of Agricultural Labour", *Indian Journal of Agricultural Economics*, Vol.

3, No. 2, Sept. 1948, p. 70.

(注40) *Report of UPPBEC*, Vol. 2, p. 183.

(注41) W. and C. Wisner, *Behind Mud Walls, 1930-1960*, Berkeley, 1963, pp. 41～42.

(注42) *Final Settlement Report, Meerut*, pp. 14, 16.

(注43) *Report of the Royal Commission on Agriculture in India*, Bombay, 1928, p. 131.

(注44) *Final Settlement Report, Lucknow*, p. 4.

(注45) G. D. Agarwal, "The Problem of Low Income Farmer", *Indian Journal of Agricultural Economics*, Vol. 5, No. 1, Mar. 1950, p. 102.

II 小作関係

1. 小作権の種類

最初に土地保有権別の保有権者数および保有地面積に関する統計をみよう(第13表参照)。

これら種々の保有権がどのようにして設定されたかについては、すでに言及したことがあるので(注46)、ここでは簡単に触れるにとどめる。

シールおよびクドカーントは地主耕作地で、排他的な所有権が認められているものである。テカーダールまたは抵当権者、永代保有権所持者、固定地代率小作人、地代免除被贈与者、林地保有者、アグラ州の副所有者、アワード州の下級所有者はいずれもその保有地に対し相続および譲渡の権利を享受しており、政府によって定められる「地代」(Rent)を上級所有者たるタールクダールまたはザミンダールに納め、後者が法によって認められた一定割合の手数料をその「地代」から控除した残額を地租として政府に納めるという形式をとっていたが、実質的には所有者と変わるところがなかった。これらは政府報告書において、擬似所有権(Quasi-proprietary tenures)とか下級所有権(Inferior proprietary rights)とか呼ばれていた(注47)。これらはイギリス統治前の土地所有の階層的構造が、イギリスの東インド会社およびその後を継いだ植民地政府の地租政策によって完全に近代化されず、インド統治の政治的必要に応じて残存せしめられたものであった。

小作人とみなされるのは、第13表のうちでカタウニ第1部に記載されている第10項から第16項までである。カタウニ第2部に記載されているのは、カタウニ第1部に含まれている者から土地を借りている者で、又小作人

資料

第 13 表 土地保有権別保有者数および保有面積(1945/46年)

カタウニ第 1 部 (Part I of Khatauni)	保有権者		保有地	
	人数	保有権者 総数の%	面積 (エーカー)	保有地総 面積の%
1. シール (Sir)	1,536,727	7.1	4,258,078	10.3
2. クドカーシト (Khudkasht)	1,292,227	6.0	3,096,905	7.5
3. テカーダール・抵当権者耕作 (Thekadars' or mortgagees' cultivation)	135,006	0.6	259,383	0.6
4. 永代保有権所持者 (Land held by permanent tenure-holders)	831	—	1,912	—
5. 固定地代率小作人 (Land held by fixed-rate tenants)	467,921	2.2	710,817	1.7
6. サービス以外の理由による地代免除被贈与者 (Grants held rent-free otherwise than in lieu of service)	321,600	1.5	243,481	0.6
7. サービスを理由とする地代免除被贈与者 (Grants held rent-free in lieu of service)	213,532	1.0	111,762	0.3
8. 林地保有者 (Grove-holders)	1,204,638	5.6	702,029	1.7
9. 副所有者, 下級所有者 (Sub-proprietors in Agra and Under-proprietors in Avadh)	241,100	1.2	697,027	1.7
小 計	5,413,582	25.2	10,081,394	24.4
10. 特別条件小作人 (Tenants on special terms in Avadh)	2,569	—	8,013	—
11. 旧所有小作人 (Ex-proprietary tenants)	396,183	1.8	821,981	2.0
12. 占有小作人 (Occupancy tenants and tenants of not less than 12 years)	6,038,361	28.0	12,432,563	30.1
13. 世襲小作人 (Hereditary tenants and hereditary tenants with special rights)	7,049,717	32.7	16,340,541	39.5
14. 非占有小作人 (Non-occupancy tenants)	228,547	1.1	235,433	0.6
15. 地主の許可を得ない占有者 (Occupiers of land without the consent of person entitled to admit as tenants)	2,424,381	11.1	1,399,478	3.4
16. 割引地代被贈与者 (Grants at favorable rates of rent)	3,277	—	10,031	—
小 計	16,143,035	74.8	31,248,046	75.6
合 計	21,556,617	100	41,329,440	100
カタウニ第 II 部 (Part II of Khatauni)				
1. 永代保有権所持者の小作人 (Tenants of permanent tenure holders)	675	—	514	—
2. シール・クドカーシトの小作人 (Tenants of Sir and Khudkasht)	1,186,075	28.8	1,067,084	29.2
3. 地代免除, 割引地代率被贈与者の小作人 (Tenants under rent-free grantees and grantees at favorable rates of rent)	184,939	4.5	134,938	3.7
4. 1939年連合州小作法第252条の借地人 (Lessees under section 252, United Provinces Tenancy Act, 1939)	1,132	—	1,003	—
5. 又小作人 (Sub-tenants)	1,593,718	38.7	1,612,274	44.0
6. 許可を得ない占有者 (Occupiers of land without consent)	1,154,904	28.0	846,630	23.1
計	4,121,443	100	3,662,443	100

(注) (1)保有権者総数は、土地に対し1種以上の権益をもつ人が1度以上算えられているので耕作者数より多い。

(2) Part I of Khatauni に記録されている土地は Part II に記録されている土地を含むものである。

(3) 土地に対する権益の分類は United Provinces Land Records Manual にもとづくものである。

(出所) Report of UPZAC, Vol. 2, pp. 7~8.

(Sub-tenant) と一括して呼ばれている。又小作人層は小作法によってなんら保護されていなかったが、小作人層は小作期間、小作料の決定、追立て、追立ての際の補償等について、法によって定められた保護を受けていた。

保護を受けている小作人層は大別して二つに分けられる。一つは、イギリス統治以前のインド村落において、慣行として確立していたもので、土地共同相続団体成員

およびそれに属さないが村に長く居住し、耕作することによって相続のできる占有耕作権を認められていた農民層の権利を、イギリス植民地政府が地租査定過程で、法的に認めたものである。旧所有小作権、占有小作権がそれである。これらの権利をもつ小作人は小作料を納める限り、追い立てられることなく、土地を占有、耕作し、代々世襲相続することができた。小作料の引上げが認め

られるのは、(1)当該小作人の小作料が類似の条件にある他の占有小作人によって支払われている一般の小作料より低いこと、(2)保有地の生産物または生産性が小作人の努力以外の諸理由によって増加したこと、および(3)保有地の面積が測量の結果増加していることが明らかになったこと、以上の三つの場合に限られていた。この占有小作権は旧アグラ州ではすでに1833～49年になされた第1次定期査定において認められており、その後1859年に発布されたベンガル地代法(Bengal Rent Act)によって、今後12年間同一保有地で耕作を継続する小作人にも占有権が認められると規定された。同じ権利内容をもつ占有小作権を享受し、かつ小作料の点でいっそう有利な取扱いを受けるのが旧所有小作人であった。1873年の北西州小作法(North-Western Provinces Tenancy Act)によると、その小作料は任意小作人の小作料より1ルピーにつき4アンナ、すなわち25%低く定められることになっていた(註48)。そして占有小作の場合も旧所有小作の場合も一度定められた小作料は10年間変更されないと規定されていた。すでに19世紀末において小作人全体に占める占有小作人の割合は、バダーユーン・ディストリクトにおいて72%、ムラーダーバードにおいて70%、ビジノウルにおいて57%、ムザッファルナガルにおいて50%、イターワーにおいて71%、マインプリーで57%、ファルッカーバードで64%、カーンプルで62.4%、アラールハーバードで71%に達していた(註49)。全体として、旧アグラ州では保有地総面積の24%が地主によって、1%が特権小作人によって、36.5%が占有小作人によって、そして残り38.5%が法の保護を受けない任意小作人によって保有されていた(註50)。

これに対し、旧アワード州では、セポイの反乱後、イギリス植民地政府はタールクダールと妥協して、かれらに旧領地に対する絶対的所有権を賦与し、少数の村ザミンダール層を除いて、農民層には占有権を認めなかった。したがってアワード州では任意小作人の保有する小作地が保有地総面積に占める割合は、19世紀末に78%に及んでおり、占有小作人はわずか1%を占めるにすぎなかった(註51)。1886年にこの膨大な任意小作人の保護が初めて試みられた。同年のアワード地代法(Oudh Rent Act)によって、任意小作人は、契約時に同意したと同一の小作料で、7年間保有することを認められた。また7年目の小作契約改新の際は、小作料の引上げに限度が課され、前的小作料の1ルピーにつき1アンナすなわち6.25%の引上げしか認めないことに定められた。さらに

1921年には同地代法が修正されて、新たに法定小作権が創設された。この結果、任意小作人は本人の一代期間およびその死後は相続人が5年間、小作を継続することが認められ、その小作条件は地主と小作人との協議によってではなく、そのために特別に任命される官吏によって10年ごとに改訂されることになった。小作料の引上限度は前的小作料の3分の1に制限された。この法定小作権は1926年アグラ小作修正法(Agra Tenancy Act)によって、同州にも適用されるようになった。小作料の引上限度はアワードより小さく、前的小作料の4分の1に定められた。また地主に対する譲歩として、占有小作権は12カ年継続耕作することによってではなく、地主によって与えられるものとする定められた。さらに下って1939年に制定された連合州小作法(United Provinces Tenancy Act)によって、旧アグラおよびアワード両州の法定小作人はすべて、世襲小作人として、小作料を納める限り、小作権を相続する権利を認められた。小作条件は以前の法と同じく、10年ごとに改訂されることになり、小作料引上限度は前的小作料の4分の1とされた。

以上のような異なる地租査定とその後の小作立法の展開によって、旧アグラ州と旧アワード州では法的権利からみた小作人構成が異なっていた。すなわち、アワード州では小作権の比較的不安定な小作人層が大部分であったのに対し、アグラ州では安定した小作権をもち、小作料の点でも有利な取扱いを受ける占有小作人、旧所有小作人層が大きな比重を占めていた(第14表参照)。

連合州の小作立法の特徴として、上に述べたところから、第1に社会的系譜を異にする小作権、特に占有および旧所有小作権と一般の小作権との間に小作料、その他種々の小作条件の格差が法的に認められていたこと、第2に、すべての小作権(又小作を除く)について1920年代以降、小作条件の決定が政府によって規制されるようになってきていたこと、があげられる。

2. 小作人のカースト構成

次に、自作、小作を合わせた、いわゆる「耕作者」(Cultivators)のカースト構成に関する資料を、先に土地所有のカースト構成をみた、マトゥラーとラーイパレーリー・ディストリクトについてみよう(第15、16表参照)。

マトゥラーの場合についてみると、小作地に関してはジャートが第1位で小作地総面積の31.9%を占め、つい

第 14 表 連合州における小作権別保有地面積

	1935/36			1945/46	
	面積 (エーカー)	比率 (%)		面積 (エーカー)	比率 (%)
アーグラ州					
田所有小作人	725,700	3.5	田所有小作人	739,582	3.5
占有小作人	12,807,543	63.0	占有小作人	12,043,716	56.8
法定小作人	5,912,840	29.0	世襲小作人	8,245,475	38.9
法定小作人の相続人	694,598	3.4	非占有小作人	165,356	0.8
非占有小作人	219,571	1.1			
計	20,360,252	100.0	計	21,194,129	100.0
アワード州					
田所有小作人	62,051	0.9	田所有小作人	67,421	0.9
占有小作人	107,466	1.5	占有小作人	99,229	1.3
法定小作人	5,071,735	70.9	世襲小作人	7,481,835	97.4
法定小作人の相続人	1,243,301	17.3	非占有小作人	31,361	0.4
その他の	675,621	9.4			
計	7,160,174	100.0	計	7,679,846	100.0

(注) 金納小作料を納める耕地に関する統計である。

(出所) Report of UPZAC, Vol. 2, pp. 88~89 に与えられている数字にもとづき算出。

第 15 表 マトウラー・ディストリクトにおけるカースト別、保有権別保有地面積 (単位: エーカー)

保有権	シール・ タドカースト	占有および 旧所有小作権	非占有小作権	小作地面積計 (3)+(4)	カースト別小作地 面積の小作地 総面積に対する %	保有地面積計 (2)+(5)	カースト別保有地 面積の保有地 総面積に対する %
カースト(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
Jat	78,419	99,265	64,881	164,146	31.89	242,565	34.88
Brahman	44,062	60,168	39,844	100,012	19.39	144,074	20.36
Thakur	35,074	48,685	35,020	83,705	16.09	118,779	17.08
Chamar	250	19,596	30,831	50,427	9.78	50,677	7.29
Vaish	4,913	6,031	7,810	13,841	2.68	18,754	2.69
Gujar	6,103	6,757	3,962	10,719	2.08	16,822	2.42
Gadarya	114	5,651	7,089	12,740	2.47	12,854	1.85
Musalman	3,105	2,272	1,805	4,077	0.79	7,182	1.32
Mewati	919	4,683	3,608	8,291	1.68	9,210	1.32
Naumuslim	507	3,784	3,482	7,266	1.41	7,773	1.12
Ahir	621	3,695	2,260	5,955	1.15	6,576	0.95
Barhai	91	1,980	2,510	4,490	0.87	4,581	0.66
Bairagi	861	1,781	1,737	3,518	0.68	4,379	0.63
Mali	29	1,344	2,846	4,190	0.81	4,219	0.61
Kayasth	1,777	1,513	946	2,459	0.47	4,236	0.61
Nai	36	1,270	1,859	3,129	0.61	3,165	0.45
Ahwasi	285	2,012	705	2,717	0.52	3,002	0.43
Kachhi	32	1,014	1,068	2,082	0.40	2,114	0.34
Mullah	10	614	1,334	1,958	0.40	1,968	0.28
Saqqa	18	620	1,243	1,863	0.36	1,881	0.28
Kumhar	2	547	1,029	1,576	0.35	1,578	0.23
Mina	3	721	907	1,628	0.31	1,631	0.23
Lodha	10	657	721	1,378	0.26	1,388	0.20
Chaube	114	682	389	1,071	0.21	1,185	0.17
Kahar	—	497	478	975	0.19	975	0.14
Dhobi	—	458	550	1,008	0.20	1,008	0.14
Dhusar	272	120	437	557	0.11	829	0.12
Teli Musalman	—	224	528	752	0.15	752	0.11
Meo	235	105	422	527	0.10	762	0.11
Faqir	7	162	443	605	0.12	612	0.09
Jogi	127	291	145	436	0.08	563	0.09
その他	1,768	7,612	9,975	17,587	3.41	19,355	2.80
計	179,764	284,811	230,874	515,685	100.00	695,449	100.00

(注) カースト名は原表のまま。

(出所) Final Settlement Report of the Mattra District, United Provinces, by H. A. Lane, Settlement Officer, 1921-1925, Allahabad, 1926, p. 14A, Appendix 1X.

第 16 表 ラーイバレーリー・ディストリクトにおけるカースト別、保有権別保有地面積(1929年)

(単位：エーカー)

保有権 カースト(1)	シール・ クドカー シト (2)	旧所有	占有	法定	非法定	小作地計	カースト別小	保有地計	カースト別保
		小作権 (3)	小作権 (4)	小作権 (5)	小作権 (6)	小作地計 (3)+(4)+(5) (7)	作地面積の小 作地総面積に 対する % (8)		
Thakurs	27,326	773	4,931	44,076	18,113	67,893	14.1	91,219	17.4
Brahmans	4,995	105	2,102	63,807	11,544	77,558	16.1	82,553	15.7
Murais	137	---	93	23,680	3,205	26,978	5.6	27,115	5.2
Kachhis	85	---	---	3,136	252	3,388	0.7	3,523	0.7
Kurmis	2,627	15	380	23,266	4,995	28,656	6.0	31,283	6.0
Telis	75	---	---	3,742	402	4,144	0.8	4,219	0.8
Lodhs	16	---	25	28,521	3,352	31,893	6.6	31,909	6.1
Chamars	12	---	---	13,365	1,559	14,924	3.1	14,936	2.8
Gadariyas	65	---	---	11,133	1,308	12,441	2.5	12,506	2.4
Ahirs	208	---	481	75,132	9,324	84,937	17.6	85,145	16.2
Pasis	56	---	2	32,097	4,198	36,297	7.5	36,353	7.0
Musalmans	4,982	123	892	17,855	3,212	22,082	4.6	27,064	5.1
Vaish	613	2	12	2,125	342	2,481	0.5	3,093	0.6
Kayasthas	1,314	22	586	7,094	828	8,530	1.8	9,844	1.9
Khanzadas	1,784	6	71	1,688	630	2,395	0.5	4,179	0.8
その他	1,779	1	259	49,648	7,872	57,780	12.0	59,559	11.3
計	46,074	1,047	9,834	400,365	71,136	482,382	100.0	528,456	100.0

(注) カースト名は原表のまま。

(出所) *Final Report on the Third Regular Settlement of the Rae Bareilly District, Oudh, 1929, by A. C. Turner, Allahabad, 1929, p. 11.*

でブラーマンの19.4、タークルの16.1%で、地主耕作地たるシール・クドカーシトを加えると、人口数では合わせて約37%を占めるこれら3カーストが、耕地面積の72%を占めている。チャマルが小作地の9.8%を占めていることが注目されるが、ジャート、ブラーマン、タークル、グージャル等高カーストおよび中カースト耕作者がいずれも安定した小作権である占有および旧所有小作権をもって小作地を保有しているのに対し、チャマル、その他の低カースト耕作者の場合には小作権が不安定であることが明らかである。

メーラトの場合には、マトゥラーほど詳細な統計は利用できないが、1936~39年の調査によるカースト別の耕地面積をみると、ジャートが30.7、グージャルが11.0、ターガーが10.8、ラージプトが10.1、ムスリムが7.8、ブラーマンが7.1、アヒールが2.7%の順であった(注52)。

以上2ディストリクトの例にすぎないが、先に紹介したカースト別土地所有の統計と合わせてみると、ドアーブでは土地所有カーストと耕作カーストがほぼ一致していることが明らかである。その中でも、特に中カーストといわれるジャート、グージャル等の比重の大きいことが注目される。

つぎに、ラーイバレーリーの場合をみると、土地所有カーストであるタークル、ブラーマンが小作人としてもかなり大きな割合を占めてはいるが、タークルの場合には小作地面積の割合が所有地面積の割合よりはるかに小さいことが注目される。そして、土地所有の面ではとるに足りない割合を占めるにすぎないアヒールが小作地総面積の17.6%を占めており、またパーシ、クルミ、ムライも小作人として重要であることが明らかである。

ラクナウでも同様で、1926~28年の地租査定時に、耕地面積の17.3%をアヒールが占めていた。ついでパーシーが14.5、タークルが9.8、ロダーが9.2、ブラーマンが8.5、ムスリムが7.8%の順であった。地主耕作地たるシール・クドカーシトについてだけみると順序が逆転してタークルが48.1、ムスリムが17.8、ブラーマンが13.8、クルミが4.6、アヒールが3.7、パーシーが0.1%をそれぞれ占めていた(注53)。

ファイザーバードにおける、1937~41年の調査によるカースト別の耕地面積の割合は、大きいほうから、ブラーマンの27.7、タークルの19.9、クルミの9.0、アヒールの8.6、ムスリムの5.9、チャマルの4.6%の順であった(注54)。

以上のようにアワードでは、もちろんディストリクトにより、また同一ディストリクトの中でも地方によってその割合が異なるが、高カーストのブラーマン、中カーストのアヒール、クルミ、ロダー等、さらに低カーストといわれるパーシの諸カーストが小作人として大きな割合を占めていた。これはすでに前節でみたように、土地所有が主としてタークルの大地主に集中していたことに対応することである。

東部のゴラクプル・ディヴィジョンでは、耕作カーストの主体はクルミ、コイリ (Koiri) 等で耕作者総数の22%を占めていたといわれる(注55)。

これらいわゆる中カーストといわれる耕作カーストに関する記述は *District Gazetteers, Settlement Reports* の類に豊富にみられる。その若干を紹介すると、まず、アヒールについては次のようにいわれている。

「アヒールは常に良き、勤勉な耕作者である。かれらの多くは大規模な保有地を持ち繁栄している」(注56)。また、「アヒールの大部分は農業に従事しており、農村社会のバック・ボーンをなしている。かれらは優秀な、骨身を惜しまず働く耕作者である」(注57)。

ロダーは「耕作者として、アヒールにほとんどひけをとらない」。ムラオおよびカッチーは耕作者として、最高に位し、主として蔬菜、高価な作物の栽培に専心している」(注58)。またクルミは西部のジャートと並び称されるほどのもので、「農繁期には、クルミは、Darling がその著 *Punjab Peasant* の中で描いているジャートがまだ睡っている朝まだきに、野良に出かけていく。かれの妻も劣らず勤勉である。暁から夜おそくまで、彼女は家事をしたり、野良で夫を助けたりして、仕事をしている」(注59)。

アワードに多い低カーストの農民層パーシについては耕作者として高い評価が与えられていず、「原則として2～3筆の耕地を保有して、それに加えて日雇いまたはカースト職業である村の召使として何ほどかを稼いでいる……かれらの耕作は無頓着であり、女性に相当程度委ねられている」(注60)。

これら中カースト、低カースト耕作者の間では、農業経営を通じ、また高利貸を兼ねたりして、土地を取得し経営を拡大する層が認められていた。かれらは裕福になると高カーストの生活慣行を模倣することが多かった。「繁栄している低カースト成員の大部分はかれらより上の者のまねをはじめ。かれらはかれらの低カーストの慣習を放棄する。たとえば、寡婦再婚を禁じたり、酒類

の飲用をやめたり、結婚年齢を引き下げたり、ブラーマンに多額の儀式謝礼を払ったり、婚礼、その他の儀式の費用を増加したりする」(注61)。その結果耕作能率の低下をきたしたりすることが指摘されていた(注62)。

以上のように、「耕作者」のカースト構成に、州の西部、アワード、東部の間で明らかに差異が認められる。すなわち、西部では高カーストのタークル、ブラーマン、中カーストのジャート、グージャル等が主体であったが、いずれも自作地主、自作農、あるいは自小作農であったと推察される。なかでもジャートが農業経営の中核的担い手であった(注63)。東部ではクルミが西部におけるジャートと同じような位置を占めていた。これに対し、アワードでは中カーストのアヒール、ロダー、ムラオ、カッチー、低カーストのパーシ等が土地所有からほとんど全面的に排除され、真正な小作人層として実際の農業経営に当たっており、高カーストのタークル、ブラーマンも小作人としてかなりの比重を占めていた。

3. 小作料形態

ついで、小作料の形態をみると、大別して次のような種類があった。

(1) 物納小作料

- (イ) バターイー (Batai)
- (ロ) カンクート (Kankut)

(2) 金納小作料

- (イ) ザブティ (Zabti)
- (ロ) 定額金納小作料(注64)

物納小作料と金納小作料のいずれが一般的であったかについては、*District Gazetteers* の記述から、すでに19世紀50～60年代ころから金納小作料が支配的になってきていたことが知られる。もちろんその程度は貨幣経済の発展の度合によってディストリクトごとに異なる。たとえば、アリーガルでは、「小作料はほとんど常に現金で払われており、この慣行は長年存在している。残存していた穀物納小作料 (Grain rents) は1833年の査定時に貨幣に換算され、その後30年間に穀物納小作料の払われている村の数が大幅に減少した。……今回の査定 (1903年) の際には、その面積は1万0078エーカーで、ほとんどもっぱら耕作の不安定な土地に限られていた」(注65)。マトゥラーでも、「小作料は現物ではなく、常に現金で払われ、穀物納小作料で記録されている土地は全然なかった」といわれていた(注66)。

アワードのラーイバレーリーでも、「小作料はわずかなケースを除いて、現金で払われている。一般に、米の

ような収量の一定しない作物を栽培し、雨水に依存する、村から遠くはなれた土地がしばしば穀物納小作料で保有されている」(注67)。

しかし、ムザッファルナガルのように物納小作料形態がかなり強固に残存しているところもあった。「村の総数1062のうち金納小作料が一般的なのはわずか222カ村である。他方物納小作料が一般的な村もわずかに61カ村であり、残余の村では物納および金納小作料の両方が見いだされる」(注68)。

このように地域によっては金納小作料がまだ一般的になっていないところもあったが、連合州全体としてはすでに19世紀60年代以降金納小作料が物納小作料に代わって一般的になってきていたといえる。ペーデン・ポウエルは19世紀末の状態を次のように要約している。

「北西州(アングラー州)全体にわたり、金納小作料が原則である。査定報告書において穀物納小作料の記されているのは、ほとんどもっぱら上ドアープ、ヤムナー河西岸の乾燥地帯、および州の北部境界である」。このような物納小作料の残存している地域の特徴を、かれは次のようにまとめている。

- (1) 気候的条件により耕作の不安定な地域
- (2) 住民が後進的で、慣習にしたがいがい、旧秩序を墨守している地域
- (3) 小作人が貧窮している地域(注69)

物納小作料の払われる土地面積はその後減少しつづけた。たとえば、メーラトでは1939年の査定の際には物納小作料地は耕地総面積のわずか2.6%であり、前回の査定時の4.2%に比して大幅に減少していた(注70)。ファイザーバードでも、前回の査定時には2%であったのに1937年にはわずか1%になっていた(注71)。

連合州全体としては、1925年の金納小作料地と物納小作料地の面積はそれぞれ次のとおりであった(注72)。

	(単位: エーカー)		
	アングラー州	アワード州	U. P. 州計
金納小作料地 面積	9,777,730	7,542,943	17,320,673
物納小作料地 面積	847,561	863,708	1,711,269

物納小作料の一般的な形態はバターイーであった。それは打穀場において打穀済の穀物を実際に分割するものであり、その際耕作、刈取り、運搬、打穀、風撰の費用はすべて小作人が負担する(注73)。地主の取分率については、村の職人、召使たちその他が受ける現物給与取分に応じて、きわめて複雑な取決めがなされていた(注74)。たとえば Jafri は次のような取分があったと述べている

(注75)。

地主取分率名	穀物1マウンド 中の地主取分	
Nisfi	20 seers	
Nauana	17.5 "	
Tiahara Siwara	16.5 "	
Puchchboo	16 "	5 chhataks
Tihara Panseri	14 "	15 "
Tihara	13 "	5 "
Sarh Chan Barn	12 "	8 "
Chanbarn Panseri	11 "	4 "
Chanbarn	10 "	
Pachhara	8 "	

(注) 1 seer...16 chhataks ; 1 maund...40 seers;
1 maund...84 pounds.

すなわち、地主は粗生産高の5分の1から2分の1を取るわけであるが、一般的な率は Nisfi つまり半分であった。

カンクートというのは、立作物のまま粗生産高を推定して、小作人が地主に払うべき穀物量を決定するものであった。この推定は、地主またはその代理人、あるいは村内の信頼できる人3名から成るパンチャーヤトが、小作人の立会のもとで行なった。もし紛議が生じた場合には、耕地の最良部分と最悪部分を、それぞれ1ビスワー(biswa.....20分の1ビーガー)ずつ刈り取って、両方の平均を生産高推定の基準とした(注76)。こうして定められた小作料を小作人は収穫、打穀してから納めるのであるが、立作物のついた耕地そのものを地主の分と小作人の分とに分割するようなこともあった(注77)。カンクートの場合の地主取分率はバターイーと同じく粗生産高の半分が、一般的であった。

カンクートの場合には、現物納よりも代金納が一般的になってきていた。貨幣額に換算する場合には、収穫時の市場価格より若干高い価格で評価され、小作人は収穫し、打穀調整して、処分したあとで、地主取分の貨幣相当額を納めるのであった。これはダルカッティ・カンクート(Darkatti kankut)と呼ばれていた(注78)。

物納小作料から金納小作料への転化の過程について、ペーデン・ポウエルは次のように述べている。「転化の共通の基礎はカンクート(検見分割—Practice of appraisalment)であった。検見人が作物を検見し、生産高がどれだけの重量であり、したがって地主の取分がこれこれであると宣言すると、この重量を現物ではなく、その市場価格で換算された貨幣額で納める慣行があった。

数年間換算を続けたのちに、認定された平均収益に等しい定額金納小作料が地主と耕作者との間の契約によって定められる」(註79)。

現物小作料は自然災害による危険を小作人と地主とが均等に分担するものであるにもかかわらず、小作人の間では金納小作料への転換を望む者が多かった。その理由として、Jafri は次の諸点をあげている。

(1) 小作人はその立場が弱いために、地主が慣行的な取分以上のものを取っても黙許せざるをえない。

(2) バターイー分割の場に地主自身が来ることはなく、派遣された差配は地主取分のほかに私腹を肥やすために小作人から取り立てる。

(3) カンクートの場合には、地主の影響力が強いので検見評価は地主に有利に定められる。

(4) バターイーの場合、地主側が小作人の刈取り、打穀の作業の過程を監視するのが常であったので、地主が監督の用意ができるまで、小作人は収穫作業を待たなければならなかった。もし地主が小作人を破滅させるつもりならば、雨がきて作物を腐らせるまで、分割を延期すればよかった(註80)。このようなことが実際に頻繁に生じたものと考えられる。19世紀末以来小作法の中に物納小作料に関する規定があり、「小作人は、地主の側からのいかなる干渉にもかかわらず、農耕の必要に応じたときに生産物を刈り取り、収穫する権利がある」(註81)とされていた。

ザブティというのは「分割されにくい諸作物に対してはザブティといわれる現金小作料率(Cash rates)がある」(註82)といわれているように、分割されにくく、しかも換金の容易な作物、たとえばケシ、綿花、甘蔗、蔬菜等について定められた、作物によって異なる単位面積当たりの小作料率であった(註83)。その率には、19世紀末において、ヒマラヤ山麓地帯での1エーカーにつき5ルピーから、都市近郊の村での150ルピーというように、きわめて大きな幅があった(註84)。

一般の金納小作料がどのような規準で決定されるかについては、19世紀末の状態をベーデン・ポウエルは次のように述べている。

「小作料はいまだに、政府に納入されていたかつての査定率(Assessment rates)をもとにした慣行小作料率(Customary rates)にある程度落ち着く。まれにそれは作物別小作料(Crop-rates——ザブティのことを指すと思われる——筆者注)であり、より高価な作物にはより多く、より劣った作物にはより少なく賦課される。しば

しばそれらは土壌別小作料率(Soil-rates)であり、さらにいっそうしばしば一括小作料額(Lump-rents)であって、それらは小作人によって保有されている耕地の各筆、保有地全体または数エーカーの耕地の利点に相應するものだという内的感情にしたがって合意された額である」(註85)。

Jafri は、金納小作料をその定め方にしたがって、次のように分類している。

(1) 保有地に対する一括額、すなわち Chukauta faisla

(2) 栽培作物とは関係なく、耕地1ビーカーにつきいくらかという率

(3) 栽培作物とは関係ないが、土壌に応じて異なる、耕地1ビーカーにつきいくらかという率

(4) 土壌とは関係なく、栽培作物に応じて異なる、耕地1ビーカーにつきいくらかという率

(5) 土壌率(Soil-rates)と作物率(Crop-rates)との組合せによるもの

そして、かれは、小作料を決定するに当たって地主は常に土壌の種類を考慮している、と述べている(註86)。

州全体について一般的にいえば、西部では耕地各筆にそれぞれ異なる小作料が定められていたが、東部およびアワード全城においては小作料は保有地全体に対して定められる一括額(Lump sum)であったといわれる。ただし土壌が同一地域できわめて異なる場合には、土壌に応じて異なる小作料が定められており、土壌がかなり均質的なところでは、小作料は主として村落居住区から耕地までの距離に応じて異なっていた。居住区の近くの耕地には常に高い小作料が課されていた(註87)。

このように小作料は基本的には耕地の位置(距離)と土壌の種類(肥沃度)によって規定されていたが、実際の小作料額が定まるまでにはさらにいくつかの要因が作用していた。

アリーガル・ディストリクトでは「小作料は保有権の性格、土壌の性質、耕作者の熟練度合、灌漑施設および土地を求める競争とか市場への近さとかいったその他多くの事情に応じて異なっていた」(註88)。マトゥラーでは「金納小作料は位置と土壌の性質、保有形態およびきわめてわずかな程度であるが、小作人のカーストに応じて異なる」(註89)。アワード州のラーイパレーリーでは「金納小作料は土壌と耕作者のカーストに応じて異なっている。……前回の査定以来小作料はさらに高くなったが、その重要な要因の一つは大なる人口圧力である」(註90)。ファイザーバードでは「納められた小作料額の点でもカ

ースト特典が認められる程度の点でもきわめて大きな地域的格差が存在する。前者はほとんど全面的に位置と土壌の性質によって決定される」(註91)。

位置および肥沃度のほかに、小作料を決定する重要な要因として、*Imperial Gazetteer of India* では(1)カースト、(2)地主の性格、(3)人口圧力、(4)小作立法があげられ(註92)、Jafri もまた(1)カースト、(2)物価、(3)土地に対する競争、(4)地租負担額、(5)農業改良、(6)農業立法をあげている(註94)。

4. 小作料の決定要因

ここでは小作立法、カースト、土地を求める競争という要因についてみることにする。

すでに言及したように、植民地体制に組み込まれたインドがイギリスの工業製品の販売市場、工業原料の供給源に転化される過程で生じてきた農村の過剰人口の圧力による小作問題の激化が、イギリスのインド支配の体制を揺がすに至ると、イギリス植民地政府は地主側と取引をしながら小作保護法を成立せしめてきた。その小作保護立法によって権利内容を異にする種々の小作権が設定されて、それら小作権の間に小作料率の格差が法的に認められていた。1945/46年の保有権別の1エーカー当たり平均小作料は第17表のとおりであった。

この表から明らかなように、旧所有および占有小作人は、法の規定どおり、一般の世襲小作人、非占有小作人

第17表 保有権別1エーカー当たり小作料(1945/46年)

保有権	1エーカー当たり小作料 (ルピー)
ア ー グ ラ ー	
永代保有権所持者	1.98
固定地代率小作人	3.97
旧所有小作人	4.76
占有小作人	4.78
世襲小作人	6.09
非占有小作人	5.84
ア ヲ ー ド	
旧所有小作人	5.12
占有小作人	3.67
世襲小作人	6.38
非占有小作人	7.01
U. P. 州平均	5.53

(出所) *Report of UPZAC, Vol. 2, p. 89.*

より低い小作料を払っていた。さらに注目されるのは、占有小作人および旧所有小作人の小作料の引上げが小作法において定められた根拠による以外は認められていなかったために、農村における相対過剰人口の堆積によってもたらされた小作地獲得競争の結果たる小作料の高騰がもたら一般の小作人および又小作人に転嫁されていたことである。占有小作人の小作料の法定小作人の小作料に対する比率は第18表のとおりであった。

両者の格差はディストリクトによりかなり異なるが、全体として年とともに増大してきていたことは明らかである。連合州全体の平均の統計が第19表である。1901

第18表 占有小作人と法定小作人の小作料負担の比較

ディストリクト	1929/30年		占有小作料の他の小作人の小作料に対する割合(%)		
	1エーカー当たり 占有小作料(ルピー)	1エーカー当たり 法定小作料(ルピー)	1904	1910	1929/30
Saharanpur	5.8	13.3	72	63	44
Muzaffarnagar	6.1	16.9	58	53	36
Meerut	6.4	16.3	60	54	39
Bulandshahr	6.6	14.8	60	54	45
Aligarh	7.1	13.3	60	56	53
Mainpuri	5.3	10.2	81	75	52
Etah	4.8	9.1	95	87	53
Bareilly	5.2	9.2	85	74	57
Bijnor	6.9	10.9	86	81	63
Badaun	4.4	9.3	85	70	47
Shahjahanpur	3.8	5.9	100	90	64
Pilibhit	4.7	5.2	127	123	90
Farrukhabad	5.4	8.7	107	92	62
Etawah	6.2	10.8	91	85	57
Fatehpur	5.1	8.4	98	95	61
Benares	4.8	9.2	75	74	52
Jaunpur	5.2	7.3	92	91	71
Ghazipur	4.5	8.5	73	70	53
Azamgarh	5.6	6.7	?	98	84

(出所) R. Mukherjee, *Land Problems in India*, London, 1938, p. 138.

第19表 連合州における小作料、地租、物価(1900~1931年)

年	小作料と地租			指数			
	1エーカー当たり平均小作料		年間地租 要求額 (100万ル ピー)	卸売物価	1エーカー当たり 平均小作料		年間地租 要求額
	安定小作人 (Stable Tenants) (ルピー)	普通小作人 (Ordinary Tenants) (ルピー)			安定 小作人	普通 小作人	
1900	3.98	4.65	61.98	126	99	96	—
1901	3.98	4.67	62.35	107	99	96	99
1902	3.99	4.76	63.47	96	99	98	100
1903	4.10	4.86	64.03	95	102	100	101
1904	3.93	4.94	62.24	89	97	102	98
1905	4.15	4.99	63.84	109	103	103	101
1901~1905平均	4.03	4.84	63.19	100	100	100	100
1906	4.18	5.11	64.01	129	104	106	101
1907	4.19	5.16	64.21	137	104	107	102
1908	4.22	5.25	64.38	163	105	108	102
1909	4.24	5.35	64.72	136	105	111	102
1910	4.26	5.41	64.90	127	106	112	103
1911	4.28	5.59	64.85	120	106	115	103
1912	4.29	5.60	64.81	126	106	116	103
1913	4.32	5.68	64.83	144	107	117	103
1914	4.34	5.78	64.97	165	108	119	103
1915	4.38	5.83	65.13	173	109	120	103
1916	4.43	5.88	65.41	160	111	121	104
1917	4.46	5.92	65.51	158	111	122	104
1918	4.46	6.07	65.60	200	111	125	104
1919	4.41	6.19	65.65	258	109	128	104
1920	4.56	6.45	67.63	243	113	133	107
1921	4.60	6.48	68.11	258	114	134	108
1922	4.64	6.62	68.43	236	115	137	108
1923	4.70	6.74	68.48	182	117	139	108
1924	4.75	6.86	68.52	187	118	142	108
1925	4.79	6.96	68.86	220	119	144	109
1926	4.85	7.08	69.03	230	120	146	109
1927	4.85	7.08	69.07	217	120	146	109
1928	4.84	7.97	69.08	213	120	165	109
1929	4.86	7.98	69.37	218	120	165	110
1930	4.88	8.02	70.45	162	121	166	111
1931	—	—	—	112	—	—	—

(出所) R. B. Gupta, *Agricultural Prices in the United Provinces*, Allahabad, 1938, pp. 30~33.

年から1930年までの30年間に、安定した小作権を享受する小作人層の小作料が21ポイント上昇したのに対し、小作権の不安定な一般の小作人のそれは66ポイントも増大している。しかし、この間の物価上昇と比較すると一般の小作人の小作料の上昇率も小さく、小作人にとって有利であったように見えるが、これはパトワリーの記録している小作料のみに関する統計であり、実際には、のちにも触れるように、ナズラーナ、パトワリーによって記録されない開小作料、その他の諸賦課金、現物貢納という形で、小作料は統計に現われた以上に高騰していたものと思われる。たとえば、メーラト・ディストリクトでは1926~39年の13年間についていえば、登録された小作料額は実際に徴収された額の70%にすぎなかった

といわれており、またラーイパレーリーでも、「大部分のタールクダーリーおよび単独ザミンダーリー地所では記録された小作料は低く、真正なものではない。それに加え、記録されないナズラーナが取り立てられている」(注94)。

もう一つ注目されることは、この間に政府の地租要求額がわずかに11ポイントしか上昇していないことである。これは、前節(注23)で示したように、政府取分率の低下によるものであり、イギリス植民地政府の小作保護立法が地主側に譲歩をしつつなされてきたことの現われである。この結果、地主取分は年とともに相対的にはもちろん、絶対的にも増大してきたことは明らかである。政府の推定した小作料総額は、1898年に1億2110万ルピーで

あったのが、1930年には1億9400万ルピーに増した。すなわち約60%の増加であった。これに対し納入地租額は6190万ルピーから7070万ルピーに、わずか13%増加したにすぎなかった。

このように小作料の点で有利な法的保護を受ける占有小作人層は、すでにみたように、アーグラ州に多く、土地所有カーストに属するものでありながら、最初の地租査定過程で土地所有者として認められなかったものが大半を占めていた。ジャート、タークル、ブラーマン等土地所有カーストに属する小作人は、一般の小作人としてももっとも多い土地を耕作していたが、地主と同じカーストに属するために、法外に高い小作料を課されることは少なかった。たとえば、メーラトでは、「小作料を徴収する地主は小ザミンダールであって、かれらの地位は一般に小作人たちよりさほど上ではなかった。したがって、かれらは契約小作料以上を搾取するほどの勢力をもたなかった。のみならず、小作人の大部分がそのような搾取の試みに十分に反抗できる独立の精神をもっていた」(註95)。したがって、小作料高騰、開小作料、ナズラーナ等違法な搾取を受けるのは、他の中カースト、低カースト農民、特にチャマルであったと思われる(註96)。

アワード州では、タールクダーリー地租査定過程でタールカーが形成される以前に存在していた、またはタールカーの中に併合されてからも存続していた村の土地共同相続団体の成員はほとんどすべて任意小作人の立場におとされたのであったが、小作料特典(Rental privileges)という慣行があって、実質的に高カースト小作人層は一般小作人層より低い小作料を払っていた。すでにマッラーの例で引用しておいたように、高カースト小作人に小作料特典を与える慣行は州の西部では一般的でなかった。メーラトの場合については次のように述べられている。「小作料特典はきわめてまれであり、かつては一般的であったにしても、実際には消滅してしまっただいってよい。……このディストリクトで小作料特典が存在しないのは、ここでは東部のようにブラーマンおよびラージプトといった高カースト耕作者が犁に触れてはならないというカースト規制がないことによる」(註97)。

アワードのライバレーリーでは19世紀末から20世紀初頭にかけて「ほとんど至るところで高カースト小作人、ブラーマン、ラージプトおよびカーヤスタが特典を与えられている。一般にかれらは他の諸カーストより約4分の1低い小作料を支払う。……通常地主の家族と親類で

あるラージプトがいちばん低い小作料を払う」(註98)。ファイザーバードでも「低カースト耕作者が1エーカー平均5.60ルピー(の小作料を)納めていたのに対し、高カースト、特にラージプトとブラーマンの小作料は1エーカーにつき4.23ルピーにすぎなかった。後者の特典の平均規模は24.46%、すなわちほぼ1ルピーにつき4アンナの割合であった」。高カースト小作人の特に強力なタフシールではその規模は36%にもなっていた(註99)。

同じような記述は他のディストリクトについてもみられる。しかしこの特典も土地を求める競争が激しくなってくるにつれて、しだいに減少しつつあった。1920～30年代のアワードの諸ディストリクトの査定報告書にはカースト特典の消滅傾向に関する記述がめだってくる。その中で注目に値するのは、高カーストの中でも特典消滅の進行程度が一律でなく、農業以外の職業につく機会の多かったブラーマンの場合にすみやかに進み、地主と同じカーストのタークル小作人の場合にはおそかったことである。たとえば、ライバレーリーでは、「タークルとブラーマンはともに、特に前者は、小作料の点で特典を享受しているが、特典は明らかに消滅する傾向を示している。ブラーマンはしばしば金貸または勤務から得た副業所得でもって満額(Full-rates)を納めている」(註100)。ラクナウでも、タークルおよびブラーマンは経済的要因によって、今まで軽蔑して手を触れなかった犁を扱わざるをえなくなってきたおり、小作料特典も消滅しつつあった。それでも1920年代末にはまだブラーマンの場合には254カ村で、タークルの場合には202カ村で、カーヤスタの場合には120カ村で特典慣行が存続していた(註101)。

消滅傾向をたどりつつあるとはいえ、いまだにかなり強く残存していたカースト特典は、(1)高カースト小作人はしばしば、地主一族に属するという地主との私的關係と、(2)高カースト耕作者は、カースト規制により犁に触れることができないために、雇用労働に依存し、その結果耕作費用が高むことという宗教的、社会的慣行として是認されていたものであった。高カースト小作人の中には、零落し、自ら犁をとって働かざるをえなくなっている者もいたが、全体としてみれば、アワードでは1930年代にはまだ、「ブラーマン、タークルおよびカーヤスタは依然として無頓着な耕作者であり、犁を扱うことを拒んでいた」(註102)。そして、「雇用労働に依存する高カースト小作人は通常低カースト成員に比べてより大きい保有地をもっており」(註103)、「高カースト小作人は他の者よりもより大規模に又貸しをしていた」(註104)。こ

のようにしてみると、高カースト小作人の上層は、手作地主層となら異なるところがなかったといえよう。

他方、このような特権を享受できず、また「他の生計手段の欠如によって、たんなる生存維持のために食糧を作ることを余儀なくされているような」(注105)小作人層および又小作人層、主としてアヒール、パーシ、クルミ、ロダー等のカースト成員は、小作法の保護規定の適用さえ望めなかった。1886年アワード地代法によって、任意小作人は7年間の小作継続を保証された。7年目に、地主は前の小作人と契約を更新するにせよ、新しい小作人と契約を結ぶにせよ、その小作料を前の小作人の払っていた額の6.25%以上引き上げてはならないと規定されていた。しかし、かれらは年々の小作料はその規定に合致するようにパトワリー台帳に記載させておき、それとは別に新たに小作契約をする際、あるいは契約を更新する際に、ナズラーナ(Nazrana)という形で礼金を課して、それを払わない者は小作人として認めないという仕方では違法行為を広範に行っていた。イギリス植民地政府の地租行政の末端の役人であるパトワリーは、政府によって任命されることになってはいたが、「ザミンダール」は指令する権利を認められており、パトワリーを思いのままに動かすことができた。これはアングラー州でももちろん取り立てられていたが、小作権の安定している占有小作人層の少ないアワード州においてより一般的であった(注106)。ナズラーナの額は通常1~2年分の小作料額に等しかった(注107)。時として、それは地価に等しいこともあったし、また200~300ルピーに達することもあった(注108)。

金納小作料の納入の仕方は年2回の分割払いであった。すなわち春作物(Rabi)と秋作物(Kharif)の収穫直後にそれぞれ、春小作料(Rabi malguzari)、秋小作料(Kharif malguzari)として納められていた。それに対し地主は受領証を小作人に渡すことを、小作法によって義務づけられていたが、それをせず、文盲の小作人を瞞着して、契約小作料のほかに種々の取立てをすることがまれでなかった。

さらに、手作地主層が、小作人たちに農繁期に数日間の無償労働(Begar)を提供させることも広く行なわれていた。

第1次世界大戦中に、イギリス植民地政府は、戦費調達の一手段として、地主層の間に戦時公債を強制的に割り当てたが、地主層はその代金捻出を小作料の引上げによって行ない、負担を小作人に転嫁した。また戦中、戦

後の物価、特に食用穀物価格の騰貴によって収穫直後に小作料納入のために窮乏販売を強いられて、種子用穀物までも食いつぶしたあげく、生存維持のために端境期に消費用穀物を買ひ、播種期に種子を買ひ入れなければならぬ小作人層は商人、高利貸、ザミンダールに借金をしたり、現物で借りたりして、よりいっそう苛酷な搾取を受けるようになった。

このため1920年からプラターブガルにはじまり、その後ラーイバレーリー、ファイザーバード、スルターンプルに広まり、さらに1921年にはいってからはラクナウ、ハルドーイー、シーターブルに拡大しアワード一円をまき込んだ小作農民の反地主運動が生じた。ハルドーイー・ディストリクトにおける運動の指導者の1人として、パーシ出身のMadariがあげられている。そのかかげた目標は、

- (1) パトワリー台帳に記載された小作料以上には納めないこと、
- (2) 小作料受領証を地主に出させること、
- (3) 違法な諸賦課金を納めないこと、また強制労働に応じないこと、であった(注109)。

1921年にアワード小作修正法によって、すでに述べたように、一代限りの小作を認められた法定小作権が創設されたが、ナズラーナを、新規小作契約時および10年ごとの小作条件改訂時に取り立てる慣行はやまなかった(注110)。反対に、農村における過剰人口の堆積とともに以前よりいっそう広範に行なわれるようになり、「ナズラーナの賦課は低カースト小作人だけに限られなくなり、高カースト成員もまたかなりの額を払わなければならなくなっている例がみられた」(注111)。

無権利な小作人層はまた種々の違法な賦課金を課されていた。広大なタールクダラー領地では、タールクダールが地所の経営にほとんど全く関心をもたず、経営をすべて差配に委ねていることが少なくなかった。そうした領地では、小作人は契約した小作料のほかに、差配の手下に種々の名目で買納金を払わなければならなかった(注112)。

中小地主の小作人もそれに劣らず苛酷な搾取にあっていた。すでに20世紀初頭において、小地主はその貧困のゆえに、大地主よりはるかに高い法外な小作料を取り立てていることが指摘されていた。それは特にアワード州において顕著で、登録された小作料の率では、タールクダールの地所の小作料率は貧しい地主たちのそれより約20%低かったといわれる(注113)。この傾向はその後いっ

そう強くなってきたように思われる。1926～28年のラクナウでは、「搾出地代(Rack rents——慣行的小作料率または法によって定められた率以上に取り立てること)もまたかなり広範に行なわれている。重い借金を負った共同相続団体はその小作人の小作料を法外な高さに引き上げて自分の状態を改善しようと試みている」(註114)。

さらに、1921年のアワード地代法と1926年のアワード小作法の修正によって、イギリス植民地政府はそのインド支配の体制のよって立つ基盤である、インド社会における諸勢力の均衡を維持するために、小作人に一代限りの小作権を認める一方、他方では地主に個人的耕作(Personal cultivation)のためにクドカーシトを拡大することを認めた。この結果アワードではシールだけで、1921/22年の42.3万エーカーから1926/27年には54万エーカーに増加し、クドカーシトはそれ以上に増加したといわれる。しかし、それはいわゆる名目的クドカーシト(Farzi Khudkasht)であって、クドカーシト地として登録しておきながら、実際には地主は手作的経営さえ行なわず、小作料、追立ての点で法的保護を全く享受できない又小作人層に耕作させていた。これは特にアワードで著しかった。

1930年以降昂揚してくる連合州の農民運動の中心地がアワード州、なかんずくラーイパレーリー・ディストリクトのような巨大タークダールの支配的などころであり、その活動家の中にアヒール、クルミ、パーシまたはチャマルの出身の者の名がみられるようになるのも当然であったといえよう。

(注46) 拙稿「インドU. P. 州1950年土地改革法について」、『アジア経済』、第4巻8号、昭和38年8月。

(注47) *Report on the Administration of the United Provinces of Agra and Oudh, 1921-22*, Allahabad, 1923, pp. 68～69.

Report of UPZAC, Vol. 1, Chap. VII.

(注48) くわしくは W. C. Neale, *Economic Change in Rural India*, New Haven, 1962 参照。

(注49) Baden-Powell, *op. cit.*, pp. 180～188.

(注50) *Ibid.*, p. 191.

(注51) *Ibid.*, p. 246.

(注52) *Final Settlement Report, Meerut*, p. 15.

(注53) *Final Settlement Report, Lucknow*, p. 3.

(注54) *Final Settlement Report, Fyzabad*, p. 5.

(注55) *Report of UPPBEC*, Vol. 1, p. 27.

(注56) *DGUP: Rae Bareli*, p. 60.

(注57) *DGUP: Lucknow*, p. 70.

(注58) *DGUP: Rae Bareli*, p. 62.

(注59) *Report of UPPBEC*, Vol. 2, p. 184.

(注60) *DGUP: Rae Bareli*, p. 60.

(注61) *Report of UPPBEC*, Vol. 1, p. 42.

(注62) R. Mukherjee ed., *Economic Problems of Modern India*, London, 1939, Vol. 1, p. 124.

(注63) Baljit Singh, *The Land of Two Rivers*, Allahabad, 1940, chapter 11 (“Caste as a Factor in Rural Prosperity”).

(注64) *Imperial Gazetteer of India*, Vol. 24, Oxford, 1908, p. 190.

S. N. A. Jafri, *The History and Status of Landlords and Tenants in the United Provinces, India*, Allahabad, 1930, p. 344.

(注65) *DGUP: Aligarh*, p. 117.

(注66) *DGUP: Mattra*, p. 131.

(注67) *DGUP: Rae Bareli*, p. 104.

(注68) *DGUP: Muzaffarnagar*, p. 100.

(注69) Baden-Powell, *op. cit.*, p. 191.

(注70) *Final Settlement Report, Meerut*, p. 16.

(注71) *Final Settlement Report, Fyzabad*, p. 8.

(注72) Jafri, *op. cit.*, p. 347.

(注73) *Ibid.*, p. 344.

(注74) *Imperial Gazetteer of India*, Vol. 24, p. 190.

(注75) Jafri, *op. cit.*, p. 344.

(注76) *Ibid.*, p. 345.

(注77) Baden-Powell, *op. cit.*, p. 192.

(注78) Jafri, *op. cit.*, p. 345.

Imperial Gazetteer of India, Vol. 24, p. 190.

(注79) Baden-Powell, *op. cit.*, p. 193.

(注80) Jafri *op. cit.*, p. 346.

Final Settlement Report, Fyzabad, p. 8.

(注81) U. P. Tenancy Act of 1939, Sec. 141.

(注82) *DGUP: Meerut*, p. 109.

(注83) Baden-Powell, *op. cit.*, p. 192.

Imperial Gazetteer of India, Vol. 24, p. 193.

(注84) *Ibid.*, p. 193.

(注85) Baden-Powell, *op. cit.*, p. 193.

(注86) Jafri, *op. cit.*, p. 344.

(注87) *Imperial Gazetteer of India*, Vol. 24, p. 193.

Final Settlement Report, Lucknow, p. 7.

(注88) *DGUP: Aligarh*, p. 118.

(注89) *DGUP: Mattra*, p. 131.

(注90) *DGUP: Rae Bareli*, p. 104.

(注91) *DGUP: Fyzabad*, p. 105.

(注92) *Imperial Gazetteer of India*, Vol. 24, pp. 191~193.

(注93) Jafri, *op. cit.*, pp. 344~359.

(注94) *Final Settlement Report, Meerut*, p. 19

Final Settlement Report, Rae Bareli, p. 20.

(注95) *Final Settlement Report, Meerut*, p. 19.

(注96) R. Mukherjee ed., *Economic Problems of Modern India*, Vol. 1, p. 119.

(注97) *Final Settlement Report, Meerut*, pp. 15~16.

(注98) *DGUP: Rae Bareli*, p. 106.

(注99) *DGUP: Fyzabad*, pp. 105~106.

(注100) *Final Settlement Report, Rae Bareli*, p. 12.

(注101) *Final Settlement Report, Lucknow*, p. 18.

(注102) *Final Settlement Report, Fyzabad*, p. 5.

(注103) *Ibid.*, p. 8.

(注104) *Final Settlement Report, Rae Bareli*, p. 13.

(注105) *Report of the Royal Commission on Agriculture in India*, p. 133.

(注106) R. Mukherjee, *Land Problems of India*, London, 1933, p. 136.

Final Settlement Report, Meerut, p. 19.

(注107) *Final Settlement Report, Lucknow*, p. 8.

Final Settlement Report, Rae Bareli, p. 20.

(注108) R. Mukherjee, *Land problems of India*, p. 136.

B. R. Misra, *Land Revenue Policy in the United Provinces*, Benares, 1942, p. 162.

(注109) *Report on the Administration of the United Provinces of Agra and Oudh, 1921-1922*, p. xix.

磯野勇三訳『ネール自伝』, 平凡社, 昭和30年, 上巻, 55~66ページ。

(注110) *Final Settlement Report, Rae Bareli*, p. 14.

(注111) *Final Settlement Report, Fyzabad*, p. 8.

(注112) *Final Settlement Report, Rae Bareli*, p. 14.

(注113) *Imperial Gazetteer of India*, Vol. 24, p. 191.

(注114) *Final Settlement Report, Lucknow*, p. 8.

む す び

以上、きわめて大雑把であったが、カーストを軸にしながら、1930年代前後の連合州における土地所有構造と小作関係を分析したところから、社会的立場、経済的利害の共通性という視点から、当時の連合州の農村社会には次のような諸グループが区別されるのではなかろうか。

(1) 寄生地主層

(イ) 寄生的大地主

主としてヒンドゥ高カースト(なかんずくタークル)とムスリムの出身者に限られ、特にアワードのラクナウおよびファイザーバード両ディヴィジョンのタークルダールは強力であった。アーグラ州の大「ザミーンダール」は1833~49年の第1次定期査定に際して、定額の年金取得者に転化され、地所内の小作関係を律する権利を認められなかった。これら大地主の中で、特に地租額5000ルピー以上のものは、アワードでは British India Association, アーグラでは Agra Landholders' Association を組織して、イギリス植民地政府の政治的助言者、支柱となっていた。

(ロ) 中小寄生地主

地租額250ルピー以下のもので、出身カーストは同じくヒンドゥ高カースト、すなわちタークル、ブラーマン、ヴァイシャ、カーヤスタおよびムスリムに限られていた。村外にでて勤務、専門職業についている者がかなり多かったと思われる。

(ハ) 商人=高利貸地主

かれらは抵当流れ、買取りによって取得した土地を物納小作に出し、取り立てた現物小作料を商品化していることが多かった。

(2) 高カースト農民

(イ) 手作地主

資料

付表 1 ザミーンダールによるシール・クドカーント利用(1945/46年)——ディストリクト別——

ディストリクト ディヴィジョン (1)	ザミーン ダール数 (2)	保 有 者 数 (3)	シール・クドカーント面積			保 有 地 総 面積 (7)	(2)/(3)	(4)/(7)	(5)/(4)	(5)/(7)
			計 (4)	地主耕作 (5)	又貸し (6)		(%) (8)	(%) (9)	(%) (10)	(%) (11)
Dehra Dun	3,639	28,056	21,111	19,618	1,493	97,319	13.0	21.6	92.9	20.0
Saharanpur	87,192	167,002	342,011	321,632	20,379	921,112	52.2	37.1	94.0	34.9
Muzaffarnagar	71,461	167,256	255,752	241,369	14,383	797,071	42.7	32.0	94.4	30.2
Meerut	166,260	335,833	494,227	473,298	20,929	1,161,009	49.5	42.6	95.8	40.7
Bulandshahr	60,355	267,443	189,435	180,672	8,763	961,114	22.6	19.7	95.4	18.7
Meerut Division	388,907	965,590	1,302,536	1,236,589	65,947	3,937,625	40.3	33.2	94.9	31.4
Aligarh	36,874	232,683	163,162	151,274	11,888	986,535	15.8	16.5	92.7	15.3
Mathura	41,581	153,526	170,287	158,710	11,577	769,343	27.1	22.1	93.2	20.6
Agra	30,565	218,244	110,928	95,846	15,082	872,856	14.0	12.7	86.4	9.8
Mainpuri	26,418	252,412	69,462	52,140	17,322	683,611	10.5	10.2	75.1	7.6
Etah	28,671	254,908	87,537	73,295	14,242	810,241	11.2	10.8	87.3	9.0
Agra Division	164,109	1,111,773	601,376	531,265	70,111	4,122,586	14.8	14.6	88.3	12.9
Bareilly	21,319	334,755	63,536	54,945	8,582	843,792	6.4	7.5	86.5	6.5
Bijnor	30,396	149,267	124,261	118,696	5,565	764,024	20.4	16.2	95.9	15.5
Budaun	39,521	386,880	133,344	98,659	34,685	1,073,480	10.2	12.4	74.0	9.1
Moradabad	27,716	332,152	135,436	120,519	14,917	1,217,913	8.3	11.1	89.0	9.8
Shahjahanpur	28,575	338,805	102,309	78,179	24,130	866,380	8.4	11.8	76.4	9.0
Pilibhit	4,180	130,444	23,122	13,697	9,425	452,057	3.2	5.1	59.2	3.0
Rohilkhand Division	151,707	1,672,303	582,008	484,704	97,304	5,217,646	9.1	11.2	83.3	9.3
Farukhabad	42,720	304,239	96,105	62,235	33,870	736,585	14.0	13.0	64.7	8.4
Etawah	19,108	224,742	67,093	53,954	13,139	657,597	8.5	10.2	80.4	8.2
Kanpur	35,774	302,184	97,476	81,052	16,424	988,183	11.8	9.9	83.1	8.2
Fatehpur	21,115	190,775	80,597	65,737	14,860	711,439	11.0	11.3	81.6	9.2
Allahabad	41,092	351,890	147,714	109,277	38,437	1,325,694	11.7	11.1	74.0	8.2
Allahabad Division	159,809	1,373,830	488,985	372,255	116,730	4,419,498	11.6	11.1	76.1	8.4
Jhansi	31,712	147,411	286,907	262,880	24,027	1,185,333	21.5	24.2	91.6	22.1
Jalaun	22,652	116,096	227,293	195,900	31,393	763,572	19.5	29.8	86.2	25.6
Hamirpur	31,887	132,224	300,798	250,389	50,409	1,126,171	24.1	26.7	83.2	22.2
Banda	32,217	172,988	315,674	273,235	42,439	1,223,677	18.6	25.8	86.6	22.3
Jhansi Division	118,468	568,719	1,130,672	982,404	148,268	4,298,753	20.8	26.3	86.9	22.9
Varanasi	37,658	222,869	100,761	73,221	27,540	585,237	16.9	17.2	72.7	12.5
Mirzapur	18,322	167,024	141,420	111,094	30,326	1,048,931	11.0	13.5	78.6	10.5
Jaunpur	75,325	366,900	123,029	83,623	39,406	759,848	20.5	16.2	68.0	11.0
Ghazipur	42,222	231,386	190,457	139,053	51,404	663,616	18.2	28.7	73.0	20.9
Ballia	36,630	237,528	142,780	97,832	44,948	669,255	15.4	21.3	68.5	14.6
Varanasi Division	210,157	1,225,707	698,447	504,823	193,624	3,726,887	17.1	18.4	72.3	13.5
Gorakhpur	77,605	521,888	370,128	341,361	28,767	1,205,175	14.9	30.7	92.2	28.3
Deoria	88,136	571,643	277,194	255,173	22,021	1,157,637	15.4	23.9	92.1	22.0
Basti	120,245	589,631	499,945	447,441	52,504	1,429,382	20.4	35.0	89.5	31.3
Azamgarh	196,492	589,719	348,070	275,766	72,304	1,058,815	33.3	32.9	79.2	26.0
Gorakhpur Division	482,478	2,272,881	1,495,337	1,319,741	175,596	4,851,009	21.2	30.8	88.3	27.2
Naini Tal	826	32,211	5,136	4,318	818	195,366	2.6	2.6	81.2	2.2
Lucknow	8,235	123,139	36,071	25,443	10,628	394,076	6.8	9.1	70.5	6.4
Unnao	40,338	250,913	96,171	74,454	21,717	733,127	16.0	13.1	77.4	10.1
Rae Bareli	10,512	230,580	44,085	26,047	18,038	724,939	4.6	6.1	59.1	3.5
Sitapur	6,743	260,094	66,152	45,781	20,371	1,131,252	2.6	5.8	69.2	4.0
Hardoi	44,800	361,868	176,635	128,595	48,040	1,080,443	12.4	16.3	72.8	11.9
Kheri	5,082	226,960	47,769	38,384	9,385	1,031,748	2.2	4.6	80.4	3.7
Lucknow Division	115,710	1,453,554	466,883	338,704	128,179	5,095,585	8.0	9.2	72.5	6.6
Faizabad	15,647	281,944	50,521	37,461	13,060	799,366	5.5	6.3	74.1	4.6
Gonda	26,794	348,887	88,323	67,950	20,373	1,344,704	7.7	6.6	76.9	5.0
Bahraich	2,393	257,957	22,328	16,155	6,173	1,140,389	0.9	2.0	72.4	1.4
Sultanpur	24,636	251,712	79,066	61,120	17,946	746,337	9.8	10.6	77.3	8.1
Pratapgarh	17,190	206,746	39,040	31,895	7,145	613,401	8.3	6.4	81.7	5.1
Bara Banki	19,228	244,475	76,642	51,835	24,807	807,298	7.9	9.5	67.6	6.4
Faizabad Division	105,888	1,591,721	355,920	266,416	88,678	5,451,495	6.7	6.5	75.0	4.9
U. P. 州計	1,898,050	12,268,289	7,127,300	6,041,219	1,086,081	41,316,450	15.5	17.3	84.8	14.6

(出所) Report of UPZAC, Vol. 2 に与えられている数字にもとづき算出。

付表2 デイストリクト別、納入地租額規模別の

デイストリクト デイヴィジョン (1)	ザミーン ダール数 (2)	納入地租額 (ルピー) (3)	納入地租額25 ルピー以下のザミ ーンダール数 (4)	(4)欄のザミーン ダールの納入地 租額 (ルピー) (5)	(4)/(2) (%) (6)	(5)/(3) (%) (7)
Dehra Dun	4,329	187,350	3,822	12,382	88.3	6.6
Saharanpur	106,103	1,716,032	95,812	497,186	90.3	29.0
Muzaffarnagar	95,376	1,861,321	83,919	488,783	88.0	26.3
Meerut	166,764	3,033,203	145,126	949,262	87.0	31.3
Bulandshahr	75,224	2,224,563	65,761	336,519	87.4	15.1
Meerut Division	447,796	9,022,469	394,440	2,282,132	88.1	25.3
Aligarh	57,032	2,557,422	47,336	375,307	83.0	14.7
Mathura	62,431	1,387,904	55,058	309,671	88.2	22.3
Agra	53,409	1,698,919	44,833	239,420	84.1	14.0
Mainpuri	31,910	1,171,671	25,987	138,721	81.3	11.8
Etah	39,845	1,380,626	34,855	156,856	87.5	11.3
Agra Division	244,627	8,196,542	208,069	1,219,975	85.1	14.9
Bareilly	40,614	1,683,675	30,628	184,931	75.3	11.0
Bijnor	58,467	1,517,385	52,469	205,528	89.7	13.5
Budaun	58,664	1,431,450	50,546	250,524	86.2	17.5
Moradabad	80,282	2,242,275	70,632	320,031	88.0	14.2
Shahjahanpur	36,526	1,168,726	30,945	149,708	84.6	12.8
Pilibhit	8,446	705,962	6,165	40,284	72.9	5.7
Rohilkhand Division	282,999	8,749,473	241,395	1,151,006	85.3	13.2
Farukhabad	45,560	1,184,206	39,072	157,619	85.7	13.3
Etawah	24,655	1,346,233	19,328	107,703	78.3	8.0
Kanpur	39,606	1,904,777	31,160	162,478	78.5	8.5
Fatehpur	27,027	1,023,561	21,631	125,296	80.1	12.2
Allahabad	45,120	2,584,583	36,613	194,537	81.3	7.5
Allahabad Division	181,968	8,043,360	147,804	747,633	81.2	9.3
Jhansi	37,358	717,974	32,529	185,137	87.0	25.8
Jalaun	27,274	991,765	20,909	156,391	76.6	15.7
Hamirpur	32,606	940,604	25,824	181,512	79.3	19.2
Banda	36,452	964,533	30,443	224,324	83.4	23.2
Jhansi Division	133,690	3,614,876	109,705	747,364	82.1	20.7
Varanasi	20,432	1,367,382	16,169	99,984	79.1	7.3
Mirzapur	12,232	508,568	10,190	58,981	83.2	11.6
Jaunpur	37,507	1,132,042	31,508	207,006	83.9	18.3
Ghazipur	43,004	815,005	37,013	220,352	86.0	27.0
Ballia	34,964	618,233	31,596	175,397	90.3	28.4
Varanasi Division	148,139	4,441,230	126,476	761,720	85.4	17.2
Gorakhpur	75,056	1,527,354	67,154	366,760	89.5	24.0
Deoria	73,640	1,684,280	64,611	376,660	87.8	27.6
Basti	110,334	2,483,063	95,587	603,478	86.6	24.2
Azamgarh	104,401	1,983,690	89,681	614,273	85.8	30.9
Gorakhpur Division	363,431	7,678,387	317,033	1,961,171	87.2	25.5
Naini Tal	1,317	73,508	954	5,298	72.5	7.2
Lucknow	12,548	1,121,015	8,346	61,014	66.4	5.4
Unnao	29,651	1,234,594	22,868	171,381	77.2	13.8
Rae Bareli	10,696	1,633,985	8,044	53,027	75.2	3.2
Sitapur	10,230	2,107,720	6,249	50,928	61.0	2.4
Hardoi	37,284	1,650,900	28,469	247,034	76.4	14.9
Kheri	7,219	1,214,996	5,395	32,311	74.8	2.7
Lucknow Division	107,628	8,963,210	79,371	615,695	73.7	6.9
Faizabad	18,662	1,856,162	15,451	98,633	82.9	5.3
Gonda	23,873	1,646,543	20,742	95,873	86.8	5.8
Bahraich	2,183	1,112,990	1,507	9,757	68.9	0.9
Sultanpur	29,759	1,476,430	24,256	168,283	81.7	11.4
Pratapgarh	11,316	1,245,097	9,476	63,612	83.1	5.1
Bara Banki	19,390	1,948,749	13,861	121,543	71.6	6.2
Faizabad Division	105,183	9,285,971	85,293	557,701	81.1	6.0
U. P. 州計	2,016,783	68,069,026	1,710,530	10,049,725	84.8	14.8

ザ ミ ー ン ダ ー ル の 比 重 (1645/46年)

納入地租額25ルビー 以上 250ルビー以下 のザミーンダール数 (8)	(8)欄のザミーン ダールの納入地 租額 (ルビー) (9)	(8)/(2) (%) (10)	(9)/(3) (%) (11)	納入地租額5000 ルビー以上のザ ミーンダール数 (12)	(12)欄のザミーン ダールの納入地 租額 (ルビー) (13)	(13)/(3) (%) (14)
409	29,857	9.4	15.9	6	61,844	33.0
9,549	597,134	9.0	34.8	9	154,698	9.0
10,702	705,290	11.2	37.9	11	123,932	6.7
20,603	1,236,149	12.4	40.8	16	141,424	4.7
8,382	574,596	11.1	25.8	42	563,439	25.3
49,645	3,143,026	11.1	34.8	84	1,045,337	11.6
8,451	613,717	14.8	24.0	47	667,802	26.1
6,749	410,103	10.8	29.5	18	237,054	17.1
7,490	531,129	14.0	31.2	20	233,217	13.7
5,203	378,604	16.3	32.3	15	200,079	17.0
4,449	327,465	11.1	23.7	16	505,428	36.6
32,342	2,261,018	13.2	27.6	116	1,843,580	22.5
8,962	667,899	22.1	39.7	10	107,518	6.4
5,169	388,126	8.8	25.6	13	295,362	19.4
7,179	507,285	12.2	35.4	10	74,071	5.2
8,056	626,828	10.0	28.0	16	226,117	10.1
4,879	357,555	13.4	32.4	16	170,203	14.5
1,812	162,203	21.4	23.0	10	164,401	23.3
36,077	2,709,896	12.7	31.0	75	1,037,672	11.9
5,884	378,629	12.9	32.0	14	244,784	20.6
4,452	339,095	18.1	25.2	28	303,310	22.5
7,189	562,008	18.2	29.5	28	240,571	12.6
4,709	334,251	17.4	32.7	6	74,448	7.3
7,419	527,991	16.4	20.4	38	1,017,449	39.3
29,653	2,141,974	16.3	26.6	114	1,880,562	23.4
4,538	276,310	12.1	38.5	9	72,821	10.1
5,868	393,840	21.5	39.7	10	158,447	16.0
6,304	388,660	19.3	41.3	5	42,533	4.5
5,576	348,355	15.3	36.1	10	87,055	9.0
22,286	1,407,165	16.7	38.9	34	360,906	10.0
3,650	259,362	17.9	19.0	11	573,031	41.9
1,817	129,801	14.9	25.5	5	157,660	31.0
5,539	358,936	14.9	31.6	6	268,048	23.6
5,644	350,202	13.1	43.0	2	10,820	1.3
3,122	195,477	8.9	31.6	1	103,711	16.7
19,772	1,293,805	13.3	29.1	25	1,113,270	25.0
7,250	458,867	9.7	30.0	17	198,674	13.0
8,379	528,743	11.3	31.4	15	376,278	22.3
13,802	866,722	12.5	34.8	29	417,534	16.8
14,084	819,477	13.4	41.2	7	168,693	8.5
43,515	2,673,809	12.0	34.8	68	1,161,179	15.1
299	23,112	22.6	31.4	—	—	—
3,522	263,411	28.0	23.4	18	340,677	30.3
6,118	428,515	20.6	34.7	16	188,958	15.3
2,225	160,641	20.8	9.8	38	1,096,744	67.1
3,232	257,234	31.5	12.2	34	1,187,877	56.4
8,136	575,095	21.8	34.8	19	428,358	25.9
1,575	116,986	21.8	9.6	17	851,744	70.1
24,808	1,801,882	23.0	20.1	142	4,094,358	45.6
2,933	191,614	15.7	10.3	28	1,324,705	71.5
2,866	184,510	12.0	11.2	17	1,134,588	68.9
536	41,831	24.5	3.8	14	952,180	85.6
5,152	324,150	17.3	22.0	21	767,513	51.9
1,435	99,643	12.7	8.0	29	855,003	68.5
4,792	369,781	24.7	18.9	37	985,714	50.5
17,714	1,211,529	16.8	13.0	146	6,019,703	64.7
276,111	18,667,216	13.7	27.4	804	18,556,567	27.2

(ii) 小作人上層

主として、ブラーマン、タークルの出身であったが、タークルと比較するとブラーマンの小作人の割合が大きく、両者の間には利害の対立する面もあった。

(3) 高カースト小作人下層

(4) 中カースト農民

(i) 自作地主および自作農

(ii) 小作人

自作地主、自作あるいは自小作層は特にドアーブのジャート、グージャール、ターガ、東部のクルミに広範に存在していた。アワードのアヒールも若干は土地を所有していたが、大部分は真正な小作人層であった。

(5) 低カースト又小作人および農業労働者層（なかんずくチャマール）

ここで高カースト、中カースト、低カーストというのは厳密な区分ではなく、常識的にブラーマン、タークル、ヴァイシャ、カーヤスタの4カーストを高カーストと呼び、チャマール、ダーヌク (Dhanuk)、パーシ等いわゆる不可触民と指定カーストといわれているものを低カーストとし、残りを中カーストと一括しているものである(注115)。

すでに指摘したように、高カースト農民、中カースト農民はけっして均質的なものではなく、その間にも階層分化の傾向が認められており、一方で耕地の零細化に伴って、高カースト農民が自ら犁をとって農作業に従事するようになったり、他方で経営的に上昇した中カースト農民が高カースト農民の生活慣習を模倣して、寄生化する現象がみられた。したがって、農村社会における諸社会階層間または諸階級間の諸関係の解明のためには、農業経営の構造、農民層の階層分化の分析が不可欠であろうが、ここではさしあたりこれまでの分析をもとにして、土地改革以前の連合州の農村社会における対立、抗争の局面として、次の三つを指摘しておく。

まず第1に、イギリス植民地政府とインド農村社会全体との係わり合いであり、その経済的表現の一つが地租の賦課・徴収をめぐる地主層との関係であり、他は、窮極的にはイギリス工業製品市場および原料供給源としてのインドの農業生産の増大を目的とする、小作立法、その他の農業政策である。地租率、小作権保護等についてすでにみたとおり、イギリス植民地政府は、インド（ここでは連合州）農村社会内部における地主・小作の対立関係を極力利用して、拮抗させながらその植民地支配を実現していたといえる。この意味では小作立法は「分割

統治」の一つの側面であった。

第2に、連合州の農村社会自体の内部においては、寄生的大地主と中カースト小作人との対立があり、これはイギリス植民地政府による地租査定、小作立法の特殊性により、特にアワードにおいて激烈であった。高カースト小作人下層、なかんずくブラーマン小作人層はこの局面では反地主的立場に立つことになる。

第3の局面は、手作地主、小作人上層を含む高カースト農民と低カースト農業労働者層との抗争である。中小地主と又小作人との関係もこの局面の一部とみなしえよう。

さらにもう一つ付け加えるならば、寄生的大地主の中にムスリムがかなり含まれていたことは、のちに重大な政治的意味をもつことになった。

これらの対立、抗争の局面が、何を契機とし、どのように、絡み合いながら展開して、土地改革の実現に至ったかは、次の課題としたい。

(注115) ウッタル・プラデシュ州におけるカースト・ヒエラルヒーの高、中、低の3区分を試みたものとして、R. Mukherjee, “Caste, Distance and Tension in Villages” がある。R. Mukherjee, ed, *Intercaste Tensions*, Univ. of Lucknow, 1951 所収。

(調査研究部 多田博一)